

令和8年第1回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和8年3月4日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和8年3月4日 午前9時30分宣告
応 招 議 員	1番 山田 寛二 5番 大内 義昭 2番 山石 恭助 6番 加藤 康幸 3番 芝 勇樹 7番 赤松 紀幸 4番 山崎 匡
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 井上 靖 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 小西 亨 吉野生支所長 竹葉 誠 防災安全課長 谷口 健二 保健福祉課長 山崎 浩司 ふるさと創生課長 友岡 純 教 育 課 長 戎 秀之 農林振興課長 中井 和彦
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 6番 加藤 康幸 7番 赤松 紀幸
会 期 の 決 定	令和8年3月4日～3月13日（10日間）

◇ 議事日程

- 1 開 会 宣 言
- 2 招 集 挨 拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開 議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	会期の決定
3	—	一般質問 (4番、2番)
4	承認 1	専決処分の承認について (令和7年度松野町一般会計補正予算 (第6号))
5	議案 2	過疎地域持続的発展計画の策定について
6	議案 3	まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
7	議案 4	松野町福祉基金条例の制定について
8	議案 5	松野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
9	議案 6	松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
10	議案 7	松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
11	議案 8	松野町コミュニティバス運行条例の一部改正について
12	議案 9	松野町定住促進条例の一部改正について
13	議案 10	松野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
14	議案 11	松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
15	議案 12	松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

16	議案 13	松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
17	議案 14	不器男記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
18	議案 15	目黒ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
19	議案 16	松野町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正について
20	議案 17	松野町住民公園の指定管理者の指定について
21	議案 18	松野町農産物加工施設の指定管理者の指定について
22	議案 19	松野町奥内農村公園の指定管理者の指定について
23	議案 20	松野町墓地の指定管理者の指定について
24	議案 21	向井大型共同作業場の指定管理者の指定について
25	議案 22	松野町ふれあい交流館（福祉部門）の指定管理者の指定について
26	議案 23	松野町コミュニティ集会所施設の指定管理者の指定について
27	議案 24	松野町奥野川多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
28	議案 25	松野町社会教育施設(地域改善対策集会所)の指定管理者の指定について
29	議案 26	目黒多目的広場の指定管理者の指定について
30	議案 27	令和7年度松野町一般会計補正予算（第7号）
31	議案 28	令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
32	議案 29	令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第3号）
33	議案 30	令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第3号）

34	議案 31	令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
35	議案 32	令和7年度松野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
36	議案 33	令和8年度松野町一般会計予算
37	議案 34	令和8年度松野町国民健康保険特別会計予算
38	議案 35	令和8年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算
39	議案 36	令和8年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
40	議案 37	令和8年度松野町介護保険特別会計予算
41	議案 38	令和8年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
42	議案 39	令和8年度松野町簡易水道事業会計予算

5 閉 議
6 散 会

議	長	ただいまから、令和8年第1回松野町議会定例会を開会します。 (9:30)
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	本日、令和8年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、お礼を申し上げます。 議員各位におかれましては、平素より、ふるさと松野町の存続発展と住民福祉の向上のため、議員活動に邁進されていることに心から敬意と感謝を申し上げます。 さて昨年の年末頃から続いておりました異常渇水によりまして、本町の水道水の安定供給にも、危険信号が点っておりましたが、ようやくまとまった雨量がありまして、断水という事態は避けることができました。ただしこれから、空気の乾燥した風の強い季節が続きますので、特に山林火災の防止、防火意識の高揚に努めていきたいと考えております。また、異常気象が当たり前になりつつある現在、これからの渇水に備えて、ライフラインであります水道の安定供給、特に管路の耐震化にも計画的に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。 御承知のとおり、先の衆議院議員総選挙におきまして、自民党が圧倒的な議席を確保しました。その大きな勝因の一つが無党派総から寄せられた高市首相への圧倒的な期待と信任、特に、これまで政治に無関心と思われてきた若者世代が、SNSという新しいツールを活用して、自ら情報を集めて判断し行動したその結果だというふうに考えております。昨今の国際情勢をはじめ世の中はどんどん変動しているということ、一方で、いつの時代も、若者の行動が世の中を変える原動力になるということ、改めて痛感をいたしました。 さて、今定例会には、一般会計及び特別会計、公営企業会計の令和8

	<p>年度当初予算、同じく令和7年度補正予算、条例の改正、指定管理者の指定など、38件の議案を提案をしております。後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げ、議会開会の挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、39件であって、この議案番号・件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて、監査報告であります。監査委員から、令和7年11月、12月、令和8年1月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>次に、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりです。御確認をお願いいたします。</p>
議	<p>長 これから、本日の会議を開きます。 (9:34)</p>
議	<p>長 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本会期の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番加藤康幸議員、7番赤松紀幸議員を指名します。</p>
議	<p>長 日程第2 「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間にしたいと思っております。</p>

議 長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間に決定しました。</p>
議 長	<p>日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行います。</p> <p>時間は、答弁を含め60分です。</p> <p>山崎議員の質問を許します。</p>
4 番 山 崎 議 長	<p>「議長4番」</p> <p>「山崎議員」</p>
4 番 山 崎	<p>議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり大きく2つの質問をしたいと思います。</p> <p>まず、12月議会で通告書をお出ししとったんですけど、時間の都合によりできなかったひきこもりについてお伺いをしたいと思います。</p> <p>近年、児童生徒の不登校が増加していることがよく言われておりますが、学校現場では、いろいろな支援が行われていると思います。ですが、その状態が長期化した場合、成人後のひきこもりへとつながる可能性があります。そして今、80代の親が50代の子どもを支えるという8050問題が社会課題となっております。親無き後の孤立や、生活不安の問題などとも直結いたします。これは都市部だけの問題とは言えないと思います。高齢化の進む我が町にとって潜在的に存在する問題です。児童の不登校の支援と大人になってからのひきこもり支援というものは、別々の問題ではなく、一本の線につながっているのではないのでしょうか。本日はその観点から、本町の現状認識と支援体制についてお伺いをしたいと思います。</p> <p>まず1つ目なんですけれども、就学時の不登校について、不登校っていうものの定義っていうものがあると思うんですけど、その辺のことを御説明をしていただいたらというふうに思います。</p>

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。教育課長のほうから答弁をいたします。
戎教育課長	「議長」
議長	「戎課長」
戎教育課長	はい。 <p>それでは私のほうから、不登校の定義につきまして御説明のほうさしていただきます。</p> <p>画面上の資料をお出しますので、見ていただいてもかまいませんでしょうか。</p> <p>不登校の定義でございますが、文科省の定義では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者というふうにされております。</p> <p>ただし括弧書きにありますとおり、この取扱いは、病気や経済的な理由によるものを除くとされております。</p> <p>以上が定義でございます。</p>
4番山崎	「議長」
議長	「山崎議員」
4番山崎	はい。説明ありがとうございます。 <p>続いてなんですけども、町として現在の不登校の児童の生徒数とか、また、短期なのか長期なのか。また卒業後に在宅の状態が続く若者の人数とか、そういうことについての把握されてるのかどうかいうのを伺いしたいと思います。</p>
戎教育課長	「議長」
議長	「戎課長」
戎教育課長	はい。それでは不登校の状況について説明をさせていただきます。 <p>資料の2ページを御覧いただきたいと思います。</p> <p>この表は国全体の不登校の状況となります。文科省が昨年10月に</p>

公表しました調査結果によりますと、右端の令和6年度の不登校の児童、生徒数は、全体で35万3970人となり、12年連続の増加で過去最多を更新している状況であります。

次に資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

この表は、本町の不登校の状況であります。右端の令和6年度の不登校児童、生徒数は、小学校が2人、中学校が3人で計5人となっております。過去5年間では、令和4年度の8人をピークに減少または横ばいの状況であります。なお、記載はしておりませんが、令和7年度の状況は、小中学校で各1人ずつ2人の児童、生徒が不登校になっているところがございます。

次に資料の4ページを御覧いただきたいと思います。

この表は本町の長期不登校の状況でございます。

まず小学校の状況です。

右端の令和6年度では、不登校児童2人のうち、欠席日数が50日から89日までの人数は2人となっております。なお、過去5年間では90日以上長期欠席者はいない状況となっております。

次に資料の5ページをお願いします。

次に中学校の状況でございます。

右端の令和6年度では、不登校生徒3人のうち、欠席日数が90日以上的人数が3人となっております。近年では、中学生の不登校につきましても、欠席日数が長期化する傾向にあるということになっております。なお資料には記載しておりませんが、高校生の不登校の状況について、申し上げたいと思います。

本町の出身の高校生の不登校者数は、過去3年間では、2人の生徒が不登校になっていると把握しているところでございます。

以上が不登校の状況でございます。

4 番 山 崎

「議長」

議

長

「山崎議員」

4 番 山 崎

はい。説明ありがとうございます。

先ほど説明いただいた中で過去最高の不登校の人数が記録されてるということだったんですけど、もう今すごい少子化で子どもが減っている状態、すごい減っている状態の中で過去最高を更新し続けているというのは、やはり何か大きなものがあるんだろうなというふうに思うんで、我が町においても数人おられるということなんで、過去に思春期のちょっと自殺の人数が多いというニュースを見た記憶があるんですけども、長期不登校という形で、やはり思い込みがあったりとか、そういう不幸なことにならないように、是非その辺はもう本当にしっかり支援していただく、しっかり寄り添ってもらおうということが必要なんだろうと思うんで、是非その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

続ひての質問をしたいと思ひます。

先ほど高校の分については説明を受けたんですけども、高校進学して、不登校になって中退とかそういうこともあると思ひます。そういうこととかまた就職してからひきこもってしまったりとかそういうことも起こると思ひますけど、その辺っていうのはなかなか実態がつかみにくいのかも分からないんですけど、そういう潜在的なひきこもりにつながる、つながりそうな場合へのそのリスクの場合への対応っていうのは、もしとられてるんだったらどうひうふうにとられてひるのか、また、そういうのはちょっと難しいんでこうひう今後こうひうことを考えてるっていうことがあるんだったらお答えしていただひたらと思ひます。

戒 教 育 課 長
議 長
戒 教 育 課 長

「議長」

「戒課長」

はい。それでは中学校卒業後の不登校の把握状況とその対応についてお答えをさせていただきます。

こちらも資料のほう用意しておりますんで、6ページのほうを御覧いただきたいと思ひます。

先ほど、本町出身の高校生の不登校の状況につきましては、過去3

年間で2人の生徒が不登校になっていると申し上げました。その対応につきましては、資料の上段の高校生の欄に記載をしております。

高校生につきましては、中学校と高校の生活指導担当者をはじめ、警察や教育事務所、児童相談所、保護司会などの関係機関で構成する宇和島地区高等学校生徒指導連絡協議会を設置して対応しているところでございます。この協議会は年6回程度開催しておりまして、情報の交換や相談、支援などを関係機関が連携して、今、実施しているところでございます。

次に高校進学者以外で高校卒業後、それから就職後などのひきこもりの状況につきましては、教育委員会といたしましては詳細把握していない状況ではございますけれども、事案がありましたら、町民課、保健福祉課のほうの実施しております各種相談支援事業のほうで対応するというようになっております。

以上で答弁を終わります。

4 番 山 崎
議 長

「議長」

「山崎議員」

4 番 山 崎

はい。説明ありがとうございます。

高校進学者以外で相談に来てもらわないとなかなか分からないのかなど。親も含めて、なかなか相談するっていうところに対しては少しハードルがあるのかなというふうにも思うんです。その辺の情報ですよ、情報をどういうふうに伝えていくのか。あと、地元、地元でそういうことに気がつかれてる方もおられると思うんで、本人以外の部分からの情報提供とかそういうのをしっかりしていただいて、漏れないようにっていうふうをお願いしたいと思います。

それでは続いての質問に移りたいと思います。

文科省で不登校支援計画っていうのが作られていると思うんですけども、その内容がどういうものなのか、またそれに対して我が町でどういうふうに対応しているのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

<p>戎 教 育 課 長 議 長 戎 教 育 課 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「戎課長」</p> <p>それでは文科省の不登校計画、支援計画の内容とその対応についてお答えをさせていただきます。</p> <p>資料のほう 7 ページを御覧いただきたいと思います。</p> <p>まず文科省の不登校支援計画の策定の背景でございます。この計画は、不登校児童生徒が増加している状況を受けまして、令和 5 年 3 月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランとして策定されたものであります。COCOLOプランの内容は多岐にわたりますので要点を絞って概要を説明させていただきたいと思います。</p> <p>このCOCOLOプランは、不登校により、学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを目指すとしておりまして、3つの柱を軸に施策を推進するとされております。</p> <p>まず1つ目は、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。</p> <p>2つ目は、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。</p> <p>3つ目は学校の風土の見える化をとおして、学校をみんなが安心して学べる場所にするというふうにされているところであります。</p> <p>資料の 8 ページを御覧いただきたいと思います。</p> <p>このCOCOLOプランを受けまして、本町が実施しております小中学校での不登校対策、対応について説明を申し上げます。</p> <p>1つ目は、校内サポートルームの設置であります。</p> <p>学校には登校できるものの、教室に入りにくい児童と生徒の居場所づくりとして、令和 7 年度からの新たな取り組みとなりますけども、松野西小学校と松野中学校に校内サポートルームを設置しているところでございます。</p> <p>このサポートルームには、学校生活支援員を配置して、常時、見守りを行うとともに、その児童生徒の状況に応じた学習支援を教員と支</p>
--	--

援員が連携して行っているところでございます。

2つ目としては、スクールソーシャルワーカーの配置です。

本町では、ソーシャルワーカーを1名配置しておりまして週に3回程度、学校と家庭、関係機関の三者をつなぐコーディネーターとして活動いただいております。

3つ目はスクールカウンセラーの配置です。

このカウンセラーは愛媛県から派遣いただいております、週に1回程度、心理的に問題を抱えた児童生徒や保護者を対象に、面接をとおして、心のケアや問題解決の助言などを行っております。

4つ目でございますが、愛媛県の教育支援センターが提供するメタサポートキャンパスの活用でございます。

これは、メタバース、仮想空間を活用した不登校の児童生徒向けの学びの場となっております。学校に登校できない子どもたちが自宅に居ながらにして他者とつながって学習できる環境を提供するものでありまして、自立に向けた支援をするということになっております。

5つ目、子ども支援教室「わかたけ」の設置でございます。

これは宇和島圏域定住自立圏事業の一環として、宇和島市に設置しているもので、学校に行きづらくなった児童生徒に対して、教育相談や集団生活への支援と学習支援などを実施しているところであります。

町ではこのような取り組みによりまして、子どもの社会的な自立と、あと学校復帰へのサポートに努めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

4 番 山 崎
議 長

「議長」

「山崎議員」

4 番 山 崎

はい。ありがとうございます。

学校、私たちも何度かお伺いして、いろいろな支援していただいているなっていうのはすごく実感があるんですけど、まず、不登校って

うものに関して、教室には入れなくても学校に来てもらう、そういうサポートルーム的なものそこにまず来てもらうというのがすごい大事なのかなど。そこでコミュニケーションをとるっていうことがすごく大事なんじゃないかなというふうに思ってまして、まずはそこなんだろうなど。

4番目に説明していただいたメタバース、まさにIT、今の技術を活用した中でのコミュニケーションの取り方、すごくそれも今、進んでる内容ですからその辺もしっかり、どうしても来れない子どもに対してはそういう形での支援、寄り添い方っていうのもあるのでその辺含めて、是非、本当に寄り添った支援というのをお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

続いて大人のひきこもりについての質問に移りたいと思います。

これも同じように、ひきこもりといっても、ちょっと定義とか分からないと思うんでその辺のことを説明していただきたいなというふうに思うんですが。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい。保健福祉課長のほうから答弁をいたします。

山崎保健福祉課長

「議長」

議長

「山崎課長」

山崎保健福祉課長

はい。失礼します。

ひきこもりの定義でございますが、国のガイドラインによりますと、ひきこもりとは不登校、退職、人間関係、病気などの様々な要因の結果としまして、就学、就労、家庭外での交遊などの社会参加を回避して、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこととされております。

また、そのひきこもりの実態としましては、令和4年度の国の調査では、15歳から64歳までの方の約2%がひきこもりの状態にある

4 番 山 崎 議 長	<p>とされております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>「議長」</p> <p>「山崎議員」</p>
4 番 山 崎	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>2%っていうと結構大人になってひきこもりとすれば、まあまあの数字なんじゃないかなというふうに思っているんですけども、成人期のひきこもり、なかなか分かりにくいという部分があるのかなと思ったりもするし、親も相談しにくいのかなとかちょっと思ったりはしてるんですけども、私が1番心配しているのは、親が亡くなったりした後とかに全国のニュースでよく聞くのは、死亡届を出さずに親の年金を受給していた案件とか、または生活保護に移行せずに栄養失調で亡くなられた案件とか、どうしても頭に残ってるんですけど、その辺を含めて親と同居して収入が親に依存している場合のひきこもりですよね、そういうそれがまた親が亡くなった後、生活困窮に陥るといようなリスクをどういうふうに認識または対応しようとしているのかっていうことをお伺いしたいと思います。</p>
坂 本 町 長 議 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>はい。</p> <p>いわゆる「8050問題」というふうに思いますけれども、高齢の親とそれから無職の子が同居をして親の年金や資産に依存しているということで、これがですね、親が経済的に困窮をしたり、子どもが社会的に孤立したりそういった要因になりますし、更には親子が共倒れ、家庭の崩壊にもつながる危険性がありまして、少子高齢化、過疎化が進む本町においても重要な課題として地域福祉計画において位置づけておるところでございます。</p> <p>その実態の把握につきましては、今のところ具体的な数値化やリストの作成は行っておりませんが、その世帯が抱える様々な要因</p>

については、行政の福祉担当部局と社会福祉協議会が情報共有しながら、問題解決に向けて、取り組みを行っているところであります。しかしながら、現状では町内全ての案件について把握をしている状況ではありません。

ひきこもりについては、どうしても本人や家庭の事情でありますとか、学校、職場、地域の環境など、複合的な要因が考えられるほか、やっぱり感情として知られたくないとか、支援を求めている、あるいは不自由をしていない、その対象者とそれから支援をする側の見解の相違もありまして、実態の把握が遅くなる、そういった傾向が見受けられると思います。

またプライベートな情報を扱うことになりますので、対象者本人やその御家族の理解、そして本当に自立をしようという意識、そういったところが共通認識として図れるかということが課題になろうかと思えます。

その課題解決に向けて大きな役割を果たしていただいているのが民生委員の方々だというふうに思っています。地域の身近な相談相手として、また、行政とのパイプ役として活躍をしていただいております。行政の目の届かない個別の案件を拾い上げながら地域に密着した活動をしていただいております。その情報を共有する場として、民生児童委員定例会を毎月開催しております。そこには関係をいたします保健福祉課、教育課、町民課、社会福祉協議会が担当者参画をいたしまして、それぞれの立場で協議検討を行っているところでございます。

4 番 山 崎
議 長

「議長」

「山崎議員」

4 番 山 崎

はい。

今町長からの答弁にあったように、私も、ほんと民生委員の役割っていうの、今でも民生委員さんすごい忙しいんですけども、役割がすごい大きいなというふうに思ってます。民生委員プラスやはり地

区地区の区長さんとか、その辺も含めて情報があつたときにはしっかりと対応してもらおうというのが大事なのかなというふうに思うんですけど、まず相談しに来ていただかないとなかなか把握できないという部分はどうしてもあると思うんですよね。その部分に積極的に介入というわけじゃないにしても、ある程度こちら側からアプローチどうしてもちょっと困ってるみたいやっという部分にアプローチしていくということがすごい大切なのかなと、それが取りこぼしをしないということにおいて大切なのかなというんで、その辺の対応、もちろん今でもやられてるかも分からないですけど、しっかりと対応をお願いしたいというふうに思います。

はい。ありがとうございます。

そういいながら、やはり生活困窮して生活保護制度に移行していかないといけないという部分のプロセスというか、流れってのはどういう形になってるのかお伺いしたいと思います。

坂本町長
議 長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

そういった問題を抱えている世帯と事前に関わっている場合は、今後、いろいろなこれからの課題をですね、こうやって支援をしますということを提案し、そして対象者の理解を得て支援を行うこととなりますけれども、そういったことができない、あるいは支援を拒否されている対象者については、民生委員さんの意見や関係機関による接触を通じまして、適切な支援を模索をしまして、理解を進めるように進めていきたいというふうに考えております。

今、議員さんがおっしゃいましたように、相談しに来ないと支援が届かないという御指摘につきましては、本町の人口規模や民生児童委員の地道な訪問活動によって、民生委員さん高い確率で地域の実情を把握されていると思いますので、今後においても無理のない体制を作っていきたい。やっぱりなかなか入りづらい問題ではあるんですけれ

ども、余り個人情報とかいうところに配慮し過ぎて、遠慮してはいけない。やっぱりそれは松野町のような地方だからこそ、おせっかいというのが必要じゃないかなと、またそれがみんなで共生をするひとつのメリットになるんじゃないかなというふうに思っていますので、その点は民生委員の皆さんとも十分に意見を調整をしたいというふうに思っています。

それでもやっぱり生活保護制度に移行をしなければならない、そういったことがあろうかと思えます。

生活保護は、様々な事情により生活が立ち行かなくなってしまう場合に、健康で文化的な最低限度の生活を保障して将来的に自立できるように支援することを目的に、憲法や法律で保護された制度でございますので、町では申立てのあった世帯の状況について聞き取りを行い調書を作成、そして、県の福祉事務所に報告後、福祉事務所、県のほうが訪問をしていろいろな調査を行い、要否を決定ということになりますが、これ申請制でありますので、申請者と国の考え方の相違や持っている資産の状況によりまして、全てが生活保護制度へ移行することはできないということも現実であります。

一方で、生活困窮の支援としては、生活保護制度のほかにも、社会福祉協議会をはじめ関係機関におきまして、相談でありますとか訪問支援、日常生活に関する支援、それから就労に関する支援とか、医療や精神保健、障がい福祉の分野からもいろいろな支援がありますので、これらを効果的に実行していくということも重要であろうかと思っております。

本町のような小さな町だからこそ、一人一人に寄り添うきめ細かな福祉施策に取り組むことが可能でございますので、先ほども言いましたように、受け身で待つだけではなくて、支援が必要と思われる事案につきましては、こちらから積極的にプッシュ型で介入をしまして、いろいろな機関と連携をしながら、途切れることのない支援を実施して参りたいと思っておりますので、議員の皆様にも御理解、御協力をお願い

<p>4 番 山 崎 議 長</p>	<p>たします。 「議長」 「山崎議員」</p>
<p>4 番 山 崎</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>適期に適正な支援をするというのがすごい大事だろうと思うんです。やっぱ手後れになってしまったら駄目なんで、その辺はしっかり対応していただきたいなというふうなお願いをいたします。</p> <p>先ほど、町長も言われたように、本当、民生委員の方っていうの、役割、すごく重要だなというふうに、この質問を考えるときに思いながら作ったんですけれども、しっかり情報共有はできてると思うんで、今後もやっぱり、しっかりそういう案件が出たときには対応していただきたいと思います。</p> <p>先ほど町長も言われたように、これって本当に小さい町だからこそできることなのかなと、きめ細かな対応と取りこぼしをしないということが、そういう意味もありまして松野町だからこそできる支援っていうのをお願いしたいというふうに思います。</p> <p>ひきこもりの質問については、以上で終わりたいと思います。</p> <p>続いて、12月定例会でも質問させていただいた財政のことなんですけども、今回、当初予算案が編成されて、議員もそれを見させてもらってるわけなんですけども、去年以来、本町の厳しい財政状況があらさまとなり、当初、予算編成に当たっては、財政調整基金4億5千万を取り崩さなければならないというふうな見通しを言われました。しかしながら今回提示された当初予算では、取崩し額が2億5千万に圧縮される見込みとなっております。この点におきましては理事者をはじめ、担当課、役場職員一丸となって御尽力していただいたものと受け止めております。</p> <p>まずは率直に敬意を表したいと思います。</p> <p>この圧縮できたことはどのような検討、工夫によって実現できたのか、また、今後の持続可能な財政運営につなげていくための考え方に</p>

ついて、今回お伺いしたいと思います。

細かい予算等については委員会もございますのでそこでしっかりした審査を議会側としてもさせてもらうんですけども、大枠について、一般質問でお聞きをしたいと思います。

まず、12月議会で質問したときに、財政が悪くなっていく分析っていうのは、まだできてないというふうなお答えをいただいております。当初予算編成に全力を尽くしたいということだったんで、そういうことだろうと思うんですけど、当初予算案が今回、編成されて提案されてるわけですけど、現時点において分析というのがある程度できているのかどうなのか、またどういうふうなことでこういうふうになってきたというふうな考えをお持ちなのか、もう大枠で構いませんので、教えていただきたらと思います。

坂本町長
議 長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

この財政問題、昨年ですね、秋頃から顕在化をいたしまして、我々としましても当初予算の作成、非常に厳しい状況の中で臨んできたわけですが、ちょっとこれまでの経緯を振り返えさせていただきたいと思います。

12月定例議会で、山崎議員一般質問の中で、この財政問題取上げていただきまして、私のほうから、財政調整基金の取崩しの見込みでありますとか、地方交付税の推移とか今後の動向、そういったところを御説明しながら、これからは事業の選択と集中、補助金等の在り方や公共施設の有効活用、効率的な職員体制、そして新たな財源の確保、そういった様々な分野で対応策を提示をさせていただき、町の規模に合った財政構造へ転換をするという、御協力をお願いしてきたところでございます。

その際には、御指摘のとおり令和8年度予算の編成作業中であつたことから、予算に大きな影響が見込まれる電算の保守経費であります

とか、広域事務組合の負担金など、そういったものを、歳出が大きくなるということを前提に試算をした結果、今ありましたように4億5千万円不足して財調を取り崩す、そういったことが可能性があるということで御報告をいたしまして、これを圧縮する努力をこれからやらせていただきます、という報告をしたところでございます。

その後どうなったかということでございますけれども、内容につきましては、今ほど言われましたように、これから予算案審議、特に予定されております常任委員会の中で御説明をいたしますので、その前提について御説明いたしますと、まず昨年10月末に、これ毎年のことなんですけれども、全職員を対象に予算編成会議というのを行っております。そこでですね、もう今年は本当に厳しいから令和8年度予算は厳しいから、各課から真剣に歳出削減を考えて、予算を要求してくれというお願いをしたところ、それでもやっぱり4億2千万程度の取り崩しが必要であるというような状況でございました。そのあと、財政担当での一次査定、それから理事者による2次査定により、事業の優先順位でありますとか費用対効果、投資の必要性や実効性、そういったものを総合的に判断をして今回の予算を作成したんですが、査定においてもですね、一方では、一方的に減額の査定をするのではなくて、一般財源化された事業についても内容を見直すことにより、補助事業や有利な財源の対象とならないか再検討するなど、代替財源の確保にも努めたところでございます。このような経緯のもとで、厳しい査定を実施した結果、令和7年度と同程度となる2億5千万の財調の取り崩しで何とか予算を編成することができました。

しかし、数字的には、相変わらず厳しい、言わば綱渡りの状況と言えますので、引き続き、財政の健全性の保持、継続性の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

4 番 山 崎
議 長

「議長」

「山崎議員」

<p>4 番 山 崎</p> <p>坂 本 町 長</p> <p>議 長</p> <p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>まさに現場では、そういう努力があつてこそその圧縮だろうというふうに思うんで、その辺の御努力には本当に改めて敬意を表したいと思ひます。</p> <p>2025年度、もう今年度、もうそろそろ終わると思ひますけれども、当初言われていた、当初予算にあつたのは2億5千万の財調の取り崩しを提案されてたと思ひますけど、もうそろそろ決算というか、3月、年度末が近づいてるんですけど、最終的なまだ当然締めてないんで分からないんでしょうけど、財調の取り崩し額というのはどれぐらいになりそうなのか、簡単にいいんですが、数字なんで、説明をいただきたいと思ひます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>令和7年度の決算なんですけれども、今ほどありました取り崩しの状況なんですけど、予算上ではですね、当初予算では、今言われたように2億5千万円計上しておりました。その後、国においてですね、物価高対策としての重点地方交付金の配分や、それから、やっぱり人件費をはじめ行政経費が非常に上昇しておりますので、その負担を抑える支援をするということで普通交付税の追加措置がございました。更にはやっぱり職員もですね、こういう状況だから無駄な費用を洗い出してそれを削減しようという努力、そういったものの効果を上げて、財調の取り崩しにつきましては、当初の予定から4千万円を減額をしまして、2億1千万円としているところでございます。</p> <p>ちなみにですね、6年度の決算及び今回の取り崩しの減額を受け、7年度末の財政調整基金の残額も今のところ8億2千万円程度になる見込みでございまして、そこから8年度当初に予定をしております2億5千万の取り崩しを含めても、5億7千万ということで、私がこれまで申し上げております5億円という適正なラインというところは確</p>
---	---

<p>4 番 山 崎 議 長</p>	<p>保できているという状況でございます。</p> <p>「議長」</p> <p>「山崎議員」</p>
<p>4 番 山 崎</p>	<p>はい。町長が言われたように5億っていうのが健全な財調の運営で必要な額と言われて、それを結果的に大きく上回る、ある程度健全性は保たれてるのかなというふうに、私は、その事業を見直している部分っていう痛みは当然与えてるわけでしょうけれども、そういうふうな予想以上に健全化してるんじゃないかなと、今のところですけどね、当然、毎年、毎年、2億円以上の財調、崩してるということは間違いないわけで、それがずっと続いていけば、当然、財政を圧迫していくのは目に見えたことでしょうけれども。はい。そこの辺についてはちょっと少しだけ安心をいたしました。</p> <p>当然、25年度6年度についてはひとまず安心したところなんですけれども、これから先ですよ、今年度、来年度の予算は今提案されてます。その27年度以降について、予算編成も含めて今後どういふふうな見通しをされているのか、そしてまた12月議会で言われた財政の健全化計画、ロードマップ的なものというふうなもの、来年度予算案が決まったら取りかかるというお話だったと思うんですけど、その辺含めて、どういふふうにお考えなのかお聞きをしたいと思います。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>実は財政難というのはですね、松野町だけの特殊事情ということではなくて、全国でもこういった財政難に陥っている自治体、数多くあります。その中で、私がなぜこのように早い時期から財政が危機的な状況にあるということを公言をして、皆様に御協力をいただいたのか、お願いしたというのは、ほかの合併している市町は今まで合併特例債等のいろいろな優遇措置もありました。そういった中で、まだまだ身を切る削減、できる可能性がたくさん持っておられるんですよ。こ</p>

の財政危機をですね、ちょっと不適切かもしれませんが感染症に例えますと、この感染症にかかっている自治体はたくさんある。ただし、松野町は基礎体力が非常にないんです。もう今まで行財政改革を進めてきましたので、もうこれ以上、削減するような余地がほかの市町と比べて、非常に少ないので回復する体力がないと、そういった中で、私としましては、これは危機感を皆さんに共有していただいて御理解をいただくべきだということで、早い段階で、こういった財政危機を公表をさせていただきまして、また令和8年度の当初予算も半ば強制的にですね、予算を切って行って、その切っていった後で復活折衝といいますか、どうしても理事者としてやらなければならない政策的なものを足していったということで、何とかこの4億5千万円の取崩しを2億円圧縮をして、2億5千万という数字を出したわけでございまして、これは職員も非常に協力をしてくれました。

今後どうなるのかということですが、御承知のとおり国も大きく国政の状況が変わりまして、勢力図も変わりました。その中で、責任ある積極財政を掲げる高市総理が国のかじ取り役を担われております。そのため明言はできませんが、国政の動きや経済の状況、物価高支援等を見る中で、地方の一般財源総額が極端に圧縮されると、縮小されるという傾向は、私は可能性少ないのではないかなというふうに見込んでおります。

その分歳出予算や人件費、物件費、高騰しますけれども、それに対する支援も国としてやっていただく、これは当然、国の責務としてやらなければならないということでございますので、そのいうたら働きがちゃんと国のほうでしていただくように、我々も町村会等を通じて働きかけをしていきたいというふうに思っています。

ただし先ほども言いましたように、本町の経常的な財源不足は当面継続しまして、財調基金の取り崩しが続く可能性はあります。8年度当初予算で2億5千万取り崩し予算化しておりますので、これをすればですね、今あります8億円も、すぐ5億円を割ってしまうというこ

	<p>とになりかねませんので、まずは代替財源ですね、そういったことを模索をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>幸いなことにこの令和8年度当初予算何とか組めたということは、これをひとつの基準モデルにして、9年度以降も同じような厳しい状況ではありますけれども、これをひとつの試金石として捉えることによって、これからも健全性、持続性、そういったものが確保できるんじゃないかというふうに考えております。</p>
4 番 山 崎 議 長	<p>「議長」 「山崎議員」</p>
4 番 山 崎	<p>はい。</p> <p>事業を見直すっていうことに関しては、財政が良いのか悪いのかも関係なく、やはり事業は、なんていうんですかね、無駄をなくすってことはやっぱ常に必要なんじゃないかなと思うんですよね、財政が良かろうが悪かろうが。そういう形で今、財政のことが言われて、一から見直したっていうことだったんで12月も言ったように、本当にいい機会にさせていただいて、これからの予算編成に生かしていただきたいなというふうに思います。</p> <p>ロードマップとか健全化計画については言及されなかったんですけど、その辺のことを、長期的な部分なのか12月では当初予算後作るというようなお話、答弁をいただいているんですけど、その辺含めて、そのことについてちょっとお答えをいただきたいと思います。</p>
坂 本 町 長 議 長	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>はい。</p> <p>今申し上げましたように、この財政状況がすぐに改善される2、3年のうちに改善されるということは思っておりません。厳しい状況が続くと思いますが、一方ですね、令和8年度の当初予算、このような形で何とか着地点を見いだすことができたというふうに思っておりますので、この後ですね、削減ありき、廃止ありきの行政改革プラン</p>

	<p>は、私は、ちょっとすぐ着手するつもりはございません。</p> <p>今回の予算編成作業をですね、ひとつのモデルとして、これを継続をしていくということで、十分に財政健全化に向けての足がかりといえますか、道のりができましたので、特段、この廃止をするという状況の財政再建プランのほうは、ちょっと置いておこうというふうに思っております。</p>
4 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
4 番 山 崎	<p>はい。分かりました。</p> <p>12月議会のときにははっきり言われてたので、どういうふうになってるんだろうというふうにお伺いをしたんですけど、今の町長の説明をお聞きすると、まだそこまでには至らないのかなというふうに思うんですけども、財調を崩していく、で、予算編成をするっていうのは間違いないことなんで、そういう時期が来たときにはしっかりとした健全化計画、ロードマップ的なものっていうのを躊躇せず、そういうものに着手していただきたいなというふうに思います。</p> <p>はい。</p> <p>ちょっと最後の質問に行きたいと思うんですけど、12月の定例会のときに財政難というのが明るみになって町民に心配かけたことや将来的には不安材料ということは間違いないことでして、他の市町なんかでも、理事者側の特別報酬の削減とかいうのも出たりしたんですけど、そのことについてどういうふうにお考えなのか、今のところのお考えはどういうふうな考えなのかお聞きをしたいと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。</p> <p>まずはですね、このような財政危機を招いたこと、住民の皆さん、議会、関係機関等に多大な御心配をおかけしましたことに対しまして再度、おわびを申し上げます。どうか、令和8年度当初予算、議会</p>

に上程することができましたが、本当に先ほどから言いましたように、緊縮財政であることは変わりなく、その結果、町民の皆さんに御不便や御不満、そして痛みをですね、一部引受けていただくということでもありますので、このことに関する責任については、私自身を含めた理事者も何らかのこう身を切る対応が必要だというふうに考えております。

御質問にもあるように、財政再建に取り組んでいる自治体は、特別職の報酬カットを1番最初にもってくる、そういった事例が多いようですので、私も同様に、その対応がとれないか考えておりました、具体的には、今議会終了後の新年度早々、特別職報酬等審議会に諮問をしたいと考えているところであります。町民の方の御理解をいただくためにも是非、この審議会にですね、適切な答申をいただきたいと思っておりますけれども、その具体的な内容でありますとか時期につきましては、これはもう審議会にお任せをするという内容でございますので、これ以上の明言は避けたいと思っております。

一方で、これは余分なことになりますけれども、役場職員の給与等の人件費につきましては、やっぱり職員の生業の根幹でありますし、生活の糧でもあります。また職員のモチベーション、ひいては人材の確保にも影響いたしますので、私は現状を維持すべきというふうに考えております。

一律カットなどは、この職員に対しては考えておりません。ただし超過勤務手当につきましては、やっぱりこれは歳出削減と同時にですね、働き方改革という側面もありますので、その超過勤務の予算総額を10%削減をしよう、カットしようということで、職員組合のほうにお互い努力しましょうということ、申し上げまして検討をお願いをしているところでございます。

以上です。

4 番 山 崎
議 長

「議長」

「山崎議員」

<p>4 番 山 崎</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>理事者の報酬については、報酬等審議委員さんでっていう話だったんですけど、私の記憶が間違いなら今も10%カットされてる状態じゃないかなというふうに思うんですが、メッセージ性はあるんかも分からないんですけど、今の時点でそれを判断されるということが適正なのかどうなのかっていうのは、私自身はちょっと考えてはしませんが。</p> <p>今、現状10%カットされているという状況があるんで、その辺を含めて、町長にとっては、判断していただきたいなというふうに思うのと、12月議会でも申し上げたとおり、理事者側が痛みを分かち合うのであれば、議会側もしっかりした対応をしなくちゃいけないというふうに思っておりますんで、その辺のことは、ここでも、私たちも、何らかの結論を出さないけなくなるのかな、ということをおきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、山崎議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告2番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。</p> <p>時間は、答弁を含め60分です。</p> <p>山石議員の質問を許します。</p>
<p>2 番 山 石</p>	<p>「議長2番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「山石議員」</p>
<p>2 番 山 石</p>	<p>議長のお許しをいただきましたので通告どおり、一般質問をさせていただきます。</p> <p>まずはじめに、ふるさと納税についてお伺いします。</p> <p>本町は人口約3500人弱の小さな町で、自主財源が乏しい中で、町長は日々、町の将来を見据え、難しいかじ取りをされていると思います。</p>

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>町長が就任後、公約されているふるさと納税寄附金額2千万円超を目指し、財政の安定を掲げておられます。この2千万という目標について現在も、基本的な考えにお変わりはないですか、お伺いします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>ふるさと納税の推進につきましては以前からも議会で御質問いただいている経緯がありまして、令和7年度も引き続き目標額を2千万円に設定をいたしておるところですけれども、残念ながら実績がまだ追いついておらず、大変申し訳なく思っているところでございます。</p>
<p>2番山石 議 長 2番山石</p>	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>本町はこれといった産業もない中で、返礼品には苦勞されてると思いますが、目標達成するまでは自主財源に乏しい本町のために努力してもらいたいと思います。</p> <p>続きまして、次に直近のふるさと納税寄附金額が約1千200万円と承知しております。公約で掲げられている金額には残念ながら到達していない状況にあります。また、本町の財政状況は厳しく、基金の取崩しや事業の見直しを余儀なくされている実情です。</p> <p>これに対して町長は、この状況をどのような認識をお持ちですか、お伺いします。</p>
<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>1千200万円にとどまっているということで、大変申し訳なく思っております。</p> <p>この原因につきましては、また御説明する機会もあろうかと思えますけれども、やはりいろいろな制約がありますし、また返礼品の問題もあります。こういったところをですね、何とかクリアをして、目標</p>

<p>2 番 山 石 議 長</p>	<p>に近づけるように、少しでも早く達成できるようにこれから頑張っていきたいというふうに思っております。</p> <p>一方でですね、このいただいた1千200万円につきましてはですね、各事業に振り分けて有効に活用をしているところでありまして、本町の財政面には少なからず、貢献できているというふうに考えておりますので、これからも本町の財政状況の助けになるように、ふるさと納税頑張ってお参ります。</p>
<p>2 番 山 石</p>	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今言われましたように、納税の取り組みを進めてもらいたいと思います。</p> <p>続きましてふるさと納税寄附額2千万超という目標を当初どのような返礼品や事業体制、販売拡大を想定して設定されたのですか。</p> <p>されていたとしたら、その想定と現在の状況との間にどのようなずれがあったのか分析されておりますか、お伺いします。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>この目標の2千万円という金額なんですけれども、例えば寄附者がこれぐらい人数がいるだろうとか、1人当たりこれぐらいの寄附をしていただこうとか、そういったところを予測して積算したものではありません。</p> <p>令和5年度にですね、初めて1千万を超えたときに、このままの勢いで何とか倍の2千万円まで頑張ろうというような、ちょっと漠然とした根拠だったんですけれども、2千万円ということを設定したものでございます。</p> <p>ただ、これを達成するための具体的なものとしては、キョクヨーフーズのカニカマを返礼品に加えたり、あるいはマツノイズムプロジェ</p>

	<p>クトの高校生たちに、話題性のある特産品セットを考案していただいたり、あるいは森の国まつの応援団など、関係人口といわれる方にDMを送っていったり、いろいろな展開をしてきたんですけども、先ほど申し上げましたように、誠に申し訳ないんですが、目標に達成できないということになりました。</p> <p>これからもですね、PRを効果的にやること、それから農産物の数量をですね、しっかり確保すること、まだまだ桃につきましても米につきましても、返礼品が準備できれば、まだまだ寄附額を伸ばすことができると思いますので、そういったことや、今、個性的な特産品等もそれぞれできておりますので、それらも採用して、全国的な競争を勝ち抜くだけの推進力、それを身につけたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
2 番 山 石	「議長」
議 長	「山石議員」
2 番 山 石	はい。ありがとうございます。
	<p>今聞いたように、やっぱり返礼品が1番だと思いますが、返礼品の開発は一朝一夕ではいけないと思いますが、自主財源が厳しい財源厳しい本町ではこれに頼るしかないと思います。片手間ではなく、真剣に取り組んでもらいたいと思います。</p> <p>次に、ふるさと納税事業に要した費用について、返礼品の調達費、委託料、事務経費等を含め、町としてどの程度のコストをかけ、それに対して、どの程度の財政効果があったのか、これに対して費用対効果の検証をどのように行ったかお伺いします。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	<p>ふるさと納税なんですけれども、これには御承知のとおり厳格なルールがありまして、寄附額に対する経費は5割、これが超えてはなり</p>

ません。そのうち返礼品につきましては、寄附額の3割に抑えなければならない、これを超えますとふるさと納税として認められないという厳しい制限がございます。そのためこちらがお金を幾らでもかけて、それによって寄附額延ばすという、その前向きな発想ではなくて、逆に、これぐらいの寄附額だから経費をこれだけに抑えなきゃいけないという、ちょっと後ろ向きな考え方にどうしてもなってしまう。

その中で、この5割という経費の額をいかに有効に活用するか、これは返礼品の調達をはじめ送料や委託料、決済手数料、証明書の発行、送付に係る経費、それから職員の人件費も含まれて参りますので、この制限を守りながら、寄附をしようという皆さんの訴求力を高めていきたいと思っております。

なお、当然ながらですね、寄附の総額が大きくなるとスケールメリットで、その経費に充てられる部分も有効に活用できるようになりますので、まずはその総額を増やす、そして総額を増やした上で、使える経費を増やしていく、そういった考えになろうかというふうに思っております。

2 番 山 石
議 長

「議長」

「山石議員」

2 番 山 石

はい。ありがとうございます。

厳しい制約の中で、上げるということはなかなか難しいと思いますが、納税額が上がるよう効果的に進めてもらいたいと思います。

続きまして、今後、ふるさと納税を含めた自主財源の確保について、町長としてどのような方向性で取り組まれますか、お伺いします。

坂 本 町 長
議 長

「議長」

「坂本町長」

坂 本 町 長

まず、ふるさと納税についてなんですけれども、やっぱりこれを増やすためには、返礼品、提供事業者の掘り起こしをきめ細かに行う、ちょっと個人名を出しますけれども、目黒で干し芋を作っている岡部さん、この商品もですね、非常に魅力的で、私はふるさと納税の返礼

品として、十分に武器になるというふうに思っておりますので、今シーズンはちょっと終わってしまいましたが、来シーズンからはこれも返礼品として採用をしていきたいというふうに思っております。

また本町のことを思っただく関係人口の皆さん、これを獲得して、そこからふるさと納税に誘導するという必要だと思っております。

デジタルを利用した関係人口の創出にも、今、取り組んでおりますので、そこからですね、ふるさと納税それから森の国まつの応援団の皆様にも、更にお願いをしていきたいと思っておりますし、クラウドファンディングですね、特に行政がやりますガバメントクラウドファンディングの活用も有効な手段でありますので、これも活用していきたいと思っております。

それとこれは全体的な話ふるさと納税だけではなくて、全体の財源確保の話になるんですけども、やはり国や県に対しても積極的に地方の一般財源総額の拡充について働きかけをしていきたいと思っておりますし、今、定例会において提案をしております過疎地域持続的発展計画、これにつきましても、松野町のまちづくりの生命線ともいえる過疎債に直結するものでございますので、これをですね、しっかりと成果をあるものにしまして、過疎債を有効に活用していくということ、更には、交付税措置率の高い優良起債でありますとか、補助金や交付金、特別交付税こういったものを獲得していく、それにつきましては、首長である私の重要な役目だというふうに思っておりますので、国や県に対して、小規模自治体が抱えている財政状況を訴えながら、特にですね、今1番苦勞しております中央診療所の問題、これは全国どこでもなんですけれども、経営基盤が脆弱な中山間地の診療所に対して、しっかりと交付税を充てていただきたい、そういったお願いを強く要望していきたいというふうに思っております。

2 番 山 石
議 長

「議長」

「山石議員」

<p>2 番 山 石</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>以前、茨城に研修に行ったときも、茨城も芋でかなり成功されておるということを聞きましたので、是非、そのようにしてもらって、いろいろやることがあると思いますが、よろしくお願いします。</p> <p>ふるさと納税は夢のある制度であります。本町のようなこれといった産業がない町では、返礼品の開発に苦労されてると思います。財政安定に努められ、存続のためにも、片手間ではなく努力してもらいたいと思います。</p> <p>以上で、ふるさと納税については終わります。</p> <p>続きまして、診療所の件についてお伺いします。</p> <p>本町は人口約3500人弱の山間地域であり、診療所は町民にとって唯一の医療機関です。一方で、診療所は年間約1億円の赤字が継続し、経営的には非常に厳しい状況にあります。</p> <p>町長は、かかりつけ医として信頼される診療所にする、そのために人材育成と機能強化に取り組むと公約されています。しかしながら、既に多額の赤字を抱えており、診療所において人材育成や機能強化を進めることは、財政負担を伴い、医療提供、持続性に影響を及ぼす恐れがあります。</p> <p>そこで、町長は、現在の診療所の経営状況をどのように認識されているのかお伺いします。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。中央診療所の現状でございます。</p> <p>御承知のとおり、令和6年度の決算におきまして9千500万円の赤字補填が必要となりまして、このことにつきましては町民の皆様にも大変御心配をおかけしているところであります。</p> <p>今定例会に提案しております令和7年度の補正予算におきましても、6年度と同様9千500万円の赤字補填を見込んでおります。</p> <p>この赤字削減のためにですね、昨年度から継続して経営支援のコン</p>

	<p>サルタントに委託をしまして、入院病床の稼働率の向上を中心とした経営改善に向けた取組を行ってきたところでありまして、一定程度、診療収入の増加はあったんですけども、同時に人件費が急増する中であって、経費も増え収支の改善には至っておらず、大変厳しい状況が続いているものと認識をしております。</p>
2 番 山 石	「議長」
議	「山石議員」
2 番 山 石	はい。
	<p>今も言われましたように、コンサルタントを入れて改善するような計画をされておられるようですが、大変厳しい状況の中、コンサルタントの結果で、また、組織を作って上げてもらいたいと思います。</p> <p>次に、人材育成と機能強化は具体的にどのような取り組みをされておりますか、公約の具体像をお聞きします。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	<p>人材育成と機能強化ということに今取り組んでおりまして、まず人材育成としましては、特に看護師長におきましてですね、この看護師長という仕事、外来入院の看護をはじめ、職員の勤怠や医薬材料品等の管理に至るまで、診療所の運営全般において非常に強い責任感を持って職務に当たってもらっておりますが、このことは高く評価されるべきではありますが、一方で特定の個人に頼り切ってしまう業務を偏らせてしまうという側面がありますので、これは危機管理上問題があります。このため、看護師長の業務の見直しを進めているところです。具体的には、看護師長の業務を主任看護師と分担することとしまして、これまで看護業務が中心であった主任看護師が看護師長を補助する役割から、看護師長にかわる役割へ転換を進めております。このことで、看護スキルに加え、マネジメントでありますとか調整管理に対する能力なども求められることから、外部の研修をすることな</p>

く、組織として人材育成、組織力の強化が図られているものと考えております。

次に、中央診療所における機能強化なんですけれども、まず入院病床の稼働率の向上へ、これに向けた取り組みの中で、単に入院患者を増やすということだけではなくて、在宅での生活にスムーズに戻れるようにするというところから、今年の4月からリハビリの作業療法士を雇用をしております。理学療法士が座る、立つ、歩くなどの基本的動作の回復支援をする一方で、今言いました作業療法士は、食事、着替え、入浴などの日常生活や社会生活への適応を支援するといった働きがありますので、退院して在宅での生活に戻れるようにするためには、そのどちらも必要となることから、この作業療法士の導入によって、入院時のリハビリを一層充実させることにつながり、入院機能の強化になったものと考えております。

このため人材育成と機能強化、議員御指摘のとおり、財政負担にもつながるという可能性がありますけれども、私としましては、人材育成や機能強化を進めながら経営も改善するという、こういった視点で同時進行で取り組んで参りますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

2 番 山 石
議 長

「議長」

「山石議員」

2 番 山 石

はい。ありがとうございます。

今言われましたように、入院機能の強化などをされておることですが、内面的な強化も必要なんです、人材育成とは単なる技術向上だけでなく、住民や患者さんから職員に対する様々な不満の声が出ており、住民に寄り添う接遇の改善も含めて、住民に信頼される診療所にするためにも、人材育成が必要と思いますが、その点どうお考えでしょうか。

坂 本 町 長
議 長

「議長」

「坂本町長」

<p>坂本町長</p>	<p>はい。</p> <p>診療所に対するいろいろな御不満の声ですね、これにつきまして私も直接聞くこともありますし、接遇を含めて改善していかなければならないものと受け止めております。</p> <p>不適切な接遇につきましては、その都度、適切に指導、指示をしているところでありますが、まだまだ不十分なところもありますので、引き続き改善していくよう努めて参りたいと思います。</p> <p>御不満の声の中には、やっぱりお互いの受け止めや認識が違うことでの行き違いの場合もありますので、そういったことに対しては、丁寧な聞き取りをして、利用者に寄り添い、誤解があればそれをすぐに解消するように努めて参ります。</p> <p>議員各位におかれましてもですね、そういった御不満とかをお聞きになった場合は、その都度、担当者や診療所、又は私たち理事者にもお伝えいただければ幸いです。</p> <p>一方で、お褒めの声や感謝の言葉をちょうだいすることもあります。</p> <p>診療所では、手術や精密な検査などの高度な医療は提供できませんが、地域の医療機関として、近くで安らかに看取ることができた、最期の瞬間に立ち会うことができた、といった言葉や、入院を看護する御家族から、町内にあるから頻繁に面会に行けて良かった、というような声もお聞きをいたします。そういった言葉に決して甘えるわけではございませんが、地域に対する貢献は、一定程度果たしているのかなというふうに感じているところでございます。</p>
<p>2番山石 議長</p>	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p>
<p>2番山石</p>	<p>はい。</p> <p>そういう感謝の言葉は励みになるし、良いことだと思いますが、やっぱり患者さんが来て何ぼじゃと思いますので、やっぱりそういう接遇の面も大切だと思いますので、今後そういう教育も必要だと思いますが、よろしく願いいたします。</p>

	<p>続きまして、赤字が続く中で経営改善と公約の実現をどのように両立されていくのかお伺いします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>令和8年度、今回御提示をしております町政の基本方針の中でもお示しをしておりますけれども、人材の育成と近隣機関との連携強化、そして収支の改善、この両面に取り組んで参ります。</p> <p>先ほど御説明したとおり、人材育成と連携の強化は、収入増へつながるものでありまして、収支の安定にもつながると思いますので、更なる人材育成、機能や連携の強化、好循環が維持できるように、両立していきたいというふうに思っております。</p> <p>ただし収支の改善につきましてははですね、かかりつけ医としてという立場、位置づけからも診療所単体で黒字化を目指すことは、これは非常に困難であり、現実的な目標は、いかに赤字を圧縮するかということになるかと思えます。では、具体的にどの程度まで赤字を圧縮することを目指すのか、どの程度なら適正な行政負担、行政コストとみなすのかという点につきましては、コンサルタントの分析、提案を踏まえまして、議会とも相談をさせていただき、また、町民の皆さんからも御理解をいただきながら、早急に見極めていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
2 番 山 石	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p>
2 番 山 石	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>収支の改善とありましたが、職員の経営意識、サービス精神は不可欠だと思いますが、指導されておりますか、また赤字解消のための経営改善計画は策定されておりますか、お伺いします。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>

<p>坂本町長</p>	<p>経営改善につきましては、経営改善会議というものを定期改正をしておりまして、職員の経営に対する危機意識はですね、医師も看護師もそれからリハビリ職から看護助手まで、職員全体が十分に共有認識していると考えております。</p> <p>経営改善のコンサルティングを行う以前から節電、節水はもちろんのこと、薬品の医薬用の消耗品や備品、ワクチンなどの在庫管理至るまで、節約意識やコスト意識を徹底しておりました。その中でですね、本来、医療職としてはちょっと意識の低かった部分、診察収入や診療点数につきましても、みんなで考えて、少しでもこう有利に獲得できるように知恵を絞っているところでございます。</p> <p>一方で経営に係る分につきましてはですね、特に事務長、それから担当であります保健福祉課長に対しては、直接、指導しており、日々研さんをさせているところですが、実際の数字になかなか表れていないのも事実でございますので、結果を求める姿勢やスピード感を持った対応を求めるなど、引き続き指導をして参りたいと思います。</p> <p>またサービス精神につきましても、先ほどの待遇改善という御指摘も踏まえて、しっかり対応して参りたいと考えます。</p> <p>なお、経営改善計画につきましては、現在具体的にお示しするような書面としての取りまとめはできておりませんが、数値的な目標をはじめ、スケジュール管理の中で、いつまでにやっていくのか、そういったことも含めまして、コンサルタントの分析、提案を踏まえて、町民の皆様に具体的にお示しできるように作業を進めて参りたいと考えております。</p>
<p>2番山石 議 長</p>	<p>「議長」 「山石議員」</p>
<p>2番山石</p>	<p>はい。ありがとうございました。よく分かりました。</p> <p>続きまして、現在コンサルタントが入っておりますが、経過と今後の見通しを話せられる範囲でお願いいたします。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>

<p>議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>コンサルタント、今の委託をしておりますのが、株式会社日本経営というところでございます、取りまとめの作業を今やっていただいております。</p> <p>またこの日本経営におきましてはですね、愛媛県の地域医療構想にも関わっておりますので、その地域医療構想、県全体の構想の中で中央診療所の在り方につきましても、方向性を出していただくことを期待しております。その骨子としましてはですね、地域医療連携による役割の再定義、これをキーワードとしておりまして、診療所では、適切な初期診療を行った上で、専門医や高度医療機関に引き継ぐゲートキーパー機能、これを発揮をしていかなければならない、強化をしなければならぬと思っておりますし、訪問介護や訪問リハビリによる在宅療養支援体制、これも作っていかなければなりません。また、病床稼働率の向上に向けて地域完結型病床、これに転換をしていく、そういった提案をするという事前報告を受けておりますので、詳細につきましても、提案を受けた際に、しっかりと確認をするとともに、早急に議会にですね、今会期中にでも御報告をさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>2 番 山 石 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p>
<p>2 番 山 石</p>	<p>今も町長のほうからありましたが、コンサルタントの結果が出ましたら議会のほうにも報告をよろしくお願いたします。</p> <p>最後に、診療所への赤字補填が続けば町のほかの施策への影響、将来的に、町民負担の増加が懸念されます。町民の命と健康を守る診療所を将来にわたって、持続するために実現をどのように調和させていくのか、町長の考えを改めてお伺いします。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>

<p>坂 本 町 長</p>	<p>山石議員御指摘のとおりですね、診療所への赤字補填、これが町全体の財政悪化にもつながっておりますし、そのことによって、ほかの施策、町政への影響もありますし、また将来的な町民負担の増加も懸念されているところでございます。</p> <p>議員各位にも大変御心配をおかけしておりますけれども、今後コンサルタントの分析や提案を踏まえ、方向性、中央診療所の在り方というものを考えていきたいというふうに思っております。</p> <p>その中でも、先ほど申し上げましたとおり、赤字をゼロにすることは大変難しいと思っております。じゃあ具体的にどの程度まで赤字を圧縮することを目指すのか、どの程度なら適切な行政負担行政コストとして、町民の皆様に納得をしていただくのか、この点につきましては、早急に見極める必要がありますので、今後、議会にも御協力いただきまして、町民の皆様からも御理解をいただきながら、スピード感を持って進めていきたいと存じております。</p> <p>ただしですね、そういった努力が目に見える効果につながらず、このまま赤字をずっと続けていくのであれば、苦渋の決断で大鉈を振るわなければならないことも想定をしております。もちろん診療所そのものを廃止することは、まだ考えておりませんが、これまで申し上げました、機能強化なるべく多くのサービスを提供するということとは逆行する形で、削れる部分は削っていく、近隣の医療機関との連携によって役割を分担をしていく、いわゆるダウンサイジングですね、サイズを落としていく、そういった経営の効率化も視野に入れなければならない恐れがあります。そして、その判断をするための時間は、私は余り残されていないというふうに考えております。</p> <p>これは中央診療所や医療福祉の分野に限らず、産業振興など、町が経営を伴う事業をする場合には必ず発生する問題として、収益性とそれから公益性、これをどう両立させていくのか非常に難しい問題なんですけれども、持続可能なビジネスモデルを構築するという課題に対してですね、まずはこの診療所を最優先課題として取り組んでいく</p>
----------------	---

		いというふうに考えております。
2 番 山 石	「議長」	
議 長	「山石議員」	
2 番 山 石	はい。	
		今、町長が診療所はもう存続するということで安心しました。 赤字が続く中であっても、将来にわたり町民が安心して診療所を利用でき、経営安定と医療サービスに努めてもらいたいと思います。
		以上で私の質問を終了します。
		ありがとうございました。
議 長		以上で、山石議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。
		(休憩 10 : 56 ~ 再開 11 : 09)
議 長		休憩前に引き続き会議を開きます。
議 長		日程第4 承認第1号「専決処分の承認について(令和7年度松野町一般会計補正予算(第6号))」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」	
議 長	「坂本町長」	
坂 本 町 長		それでは承認第1号「専決処分の承認について(令和7年度松野町一般会計補正予算(第6号))」につきまして、御報告を申し上げます。 本案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、本年1月23日付けで専決処分をした補正予算につきまして、同条第3項の規定に基づき、その承認を求めるものであります。 今回の補正予算は、本年1月23日に衆議院が解散したことに伴い、第51回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査が、2月8日投開票の日程で執行となり、急な予算措置が必要となったことから、歳出2款総務費の衆議院議員選挙費に、必要経費488万5千円を計上し、その財源として、14款県支出金488万5千円を充当したものであります。

		以上、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております承認第1号は、即決したいと思いません。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、承認第1号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第1号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第1号「専決処分の承認について（令和7年度松野町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	日程第5 議案第2号「過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長	長	「議長」

<p>議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「坂本町長」</p> <p>それでは議案第2号「過疎地域持続的発展計画の策定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、過疎地域が国民生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている重要性和過疎地域を取り巻く厳しい社会情勢により、さまざまな分野で喫緊の課題が山積していることを踏まえ、これらに全力を挙げてとりくむべく制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく計画であります。</p> <p>このほど、令和7年度末で本町の計画が期限切れとなることから、今回、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年の過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものであります。</p> <p>本計画におきましては、本町の現状を踏まえ、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「産業の振興」、「地域における情報化」、「交通施設の整備、交通手段の確保」、「生活環境の整備」、「子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進」、「医療の確保」、「教育の振興」、「集落の整備」、「地域文化の振興等」、「再生可能エネルギーの利用促進」、「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」の12分野におきまして、当面する地域課題の解消のため、引き続き本町の重要施策を推進することとしております。</p> <p>なお、この計画の策定にあたりましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を経て策定することとなっておりますのでよろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>「議長7番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「赤松議員」</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>今回、過疎地域の持続的発展計画が令和7年度をもって期限切れとなることから、8年度から12年度までの計画の策定が提案をされました。</p>

前回の計画においては、地域の持続的発展のための基本目標の4項目の目標値を掲げるとともに、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成をはじめ計13分野でそれぞれの目標数値を明示され、その上、新たにSDGsとして、持続可能な開発目標を取り入れられ、更に松野町公共施設等総合管理計画と相互性を持たせた計画書になっておりました。そして最も御期待をしておりましたのは、計画の達成状況の評価についてでありまして、本計画の達成状況については、毎年度評価し、住民、商工業代表者等で構成するまちづくり委員会にて報告し、意見を求めるという事項でありました。

そこでお聞きしますが、これまでの計画において5年間、毎年どのような評価をされ、まちづくり委員会に報告をされてきたのか。それに対する意見等はどうであったかお伺いをいたします。あわせて、前回の計画における達成状況の評価の業務は、今回の計画書策定にどのように反映をされてきたのか、あわせてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい。それではふるさと創生課長のほうから答弁をいたします。

友岡ふるさと創生課長

「議長」

議長

「友岡課長」

友岡ふるさと創生課長

それでは、ただいまの赤松議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、過疎地域持続的発展計画の検証についてでございますが、御質問にもありましたとおり、目標数値と定めて検証していくということが定められております。そして、本町には、最上位計画として、松野町総合計画、昨年までは、総合計画と総合戦略、総合計画に加えまして総合戦略というものがありまして、そちらのほうでも達成目標が設定をされていたところでございます。

計画の内容を見ていただきましたとおり、先ほど提案理由で申し上げ

げました分野、赤松議員から御意見に添えられた各項目などを見ていただければ分かりますとおり、総合計画とまではいかなくとも過疎計画については、かなり大半の事業を網羅する大きな計画となっております。そのようなことから、この目標数値については、総合戦略の目標数値とそして、今回の過疎計画の数値の共通部分を持っているということでありまして、まちづくり委員会で総合戦略の検証をしていくという形で、過疎計画についてもその同様の目標について見ていただくというふうな位置づけで、検証を行う方式とさせていただいております。

達成状況につきましては、その都度、毎年的狀況について、各項目の指標を確認をさせていただいております。

目標の対象としましては、それぞれの分野ごとの事業に設定をしているのは、総合戦略と過疎計画、共通のところですが、順調に推移しているもの、努力を要するもの、実績が上がってないもの、それぞれ整理をしてまちづくり委員会のほうで意見をいただきました。それぞれ、その会議における意見の状況といたしましては、事業の状況を確認いただきまして、それぞれの分野の専門家の方、そして各区長さん、それぞれの立場から御意見をいただいたところです。その内容といたしましては、それぞれの分析結果は確認はいただいているんですけども、意見といたしましては、やはり御自身の所属する分野、団体、地域の課題等に属する意見が中心となっております。分析結果を受けて自由討議等を行っておりますが、例えば、ある分野の方は、交通の意見、農林業関係では、農業、林業の意見、そして地域関係では、地域の住民の状況、コミュニティの状況など、多岐にわたる御意見をいただいております。

したがいまして、そういった意見を踏まえて、次の計画に生かしていくことと、あと、数値目標につきましては、目標設定の難しさを感じているというのを担当のほうでは感じております。

例えば、婚活イベント、結婚支援イベントを行うというのを目標に

しておりますけれども、その結果、出生率が上がるという図式になかなかなりにくいというふうな分析もしているところなんです、評価を受けるとともに、目標設定をどのようにするかということも常に課題であると考えております。

それらの内容を反映いたしまして、今回、過疎計画の新しいものを提案をさせていただいているわけですが、先ほど申し上げましたとおり、町事業の重要施策、大半を包含する計画であることから、当然、前回の分析を反映はさせていただいてはいるんですけれども、町が行う予定である重要事業を網羅するという観点からも、改正を行っているというところがございます。したがって、この5年間の間に、町が事業を見直したもの、そして実施中の政策の変更、改良、発展した点なども含めて改正をさせていただいたところです。

例えば防災面で様々な情報や方針が打ち出されているものを反映したり、今回着手いたしましたデマンド交通について、実証運行開始を見据えて今後どうしていくかというところの追記、木質バイオマスでは、これまでやっていた薪ステーションの取り組みで、フォレスト株式会社が設立されたり、そういったところ、そのほか福祉政策や医療の状況など、具体化したもの、発展したもの等を加えて総合的に計画の見直しを行っております。

御指摘の点は、計画の検証をしてそれを踏まえた改正を重点的にすべきではないかということも御意見だと思いますが、そういった点はもちろんでありますけれども、財源的に過疎債、その他優遇制度の適用を受ける過疎計画については、町が行う可能性のある予定がある事業については網羅するという性質も有しているところから、重要施策を網羅する、そして財源対応、対象となることも意識した計画ということで、御理解をいただけたらと思います。

以上が、これまでの検証、そして策定に至る経緯でございます。

7 番 赤 松
議 長

「議長7番」
「赤松議員」

7 番 赤 松

今、詳細に今までの経緯を説明いただいたわけですが、私も今までの検証について、どのような議論がなされてきたのかなというところで、町のホームページのほうも当たってみたんですけど、町のホームページのほうには、7年度は1回まちづくり委員会を開催をされているようでございます。そこでの意見等についてはそのホームページに記載されてありましたが、残念ながら私が見たいそれぞれの項目の検証ですらえね、数値目標に対する検証の項目は、そのホームページの中に掲載をされておりましたので、どのような5年間取り組みがされたかというのが、数字的に把握を私はできませんでした。そういうことで、今後はせつかく委員会の開催についても、ホームページで報告されるのであれば、あわせてその資料の中に、目標数値に対する検証の、町のほうで準備されとる資料ですらえね、そういうものもあわせて掲載をしていただいたら、大変分かりやすくなるのではないかと思います。

そういうことも参考にさせていただいたらと思います。

それと今回の計画も前回同様に、目標値を掲げて取り組むべき方向性を示されておりますが、私の感想でございますが、前計画と比べ、目標とする項目を生活環境をはじめ、子育て、高齢者の保健福祉、医療、教育の振興の分野で目標項目を新設するなど、より具体的に目標項目を増やされており、目標に掲げられている数値は、現状を踏まえ中には前回よりも低めの設定がされており、地域活力の向上に向けた、行政目標がどちらかといえば抑え気味の堅実な目標値であるのではないかと思います、私はそのような印象を持ったわけですが、その件について町の考えはいかがでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

あわせてまして町政にとって、大きな課題でございます過疎対策に係る重要な計画をほとんど議会に協議説明もなく、現在策定推進をされてきたことに、一抹の疑問を持つものであります。

理事者の、これについても考えを聞かせていただいたらと思います。

	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第2号「過疎地域持続的発展計画の策定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第3号「まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第3号「まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在改修工事を進めております伊予銀行松丸支店跡に整備予定の「まちなか交流館」について、4月からの運営開始に向けまして、新たな条例を制定するものであります。</p> <p>本条例は、第1条から第4条には、施設の設置目的や名称、休館日、会館時間等の基本事項を明示し、第5条以降につきましては、利用の制限を行う場合の規定、使用料は無料であること、その他必要な事項を定めております。</p> <p>なお、これに合わせまして、町内の小中学生の皆さんから、本施設の愛称を募集させていただきました。その結果、このまちなか交流館の愛称は「あつまれ！」という愛称に決定いたしました。老若男女関係なく、たくさんの人が集まって、たくさん交流することができる施</p>

		<p>設になってほしい、という願いが込められていますので、そのような施設になるよう有効に活用して参りたいと考えております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
4 番	山 崎	「議長 4 番」
議	長	「山崎議員」
4 番	山 崎	<p>このまちなか交流館の事業を議会の中でも意見が割れてた案件で、重要だろうというふうに思ってるんですけども、条例の中で、前、全員協議会で説明があったかも分からないんで、私自身が聞き逃してるかも分からないんですけども、無料とするというところで、町外の人も対象だったのかどうなのか、もう1回確認をしたいことともう1つは、皆、できるだけ多くの人に使ってもらいたいっていう私たちの気持ちがありまして、例えば、長期間の展示会、1週間とか3日とかあるんですけど、その辺のことについては、これ内容を見てると、その都度町長が決めれるというような案件にはなってると思うんですけど、その辺とかある程度、想定されることもあるのかなというふうに思うんですけど、その辺の関係、すいません単純なことをお聞きしたいと思います。</p>
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	はい。それではふるさと創生課長のほうから答弁いたします。
友岡ふるさと創生課長		「議長」
議	長	「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長		<p>はい。ただいまの山崎議員の御質問ですが、12月の全員協議会で説明させていただいた時の内容になるんですけども、交流施設としての活用というところで、町内外の多世代の人が集まり交流を深めるというのが原則といいますか基本的なところですので、その施設については、いろいろな方、利用できるということで御理解をいただけた</p>

		<p>らと思います。</p> <p>そして長期間の利用ですけれども、これはまさにこれから運営について様々な企画、活用方法を検討していきますので、そういったこともできる施設という前提で、これから企画運営をしていくということになろうと思いますので、可能な状況であると思います。</p> <p>以上です。</p>
4	番 山 崎	「議長 4 番」
議		「山崎議員」
4	番 山 崎	はい。ありがとうございます。
		<p>やっぱりここからだろうと思うんで、この施設っていうのは、ここからの運用、利用のしてもらえ方によって、やはり意義ある本当に大切なものに、町民の方にとってなってもらいたいと思いますんで、是非、より多くの方が使いやすい運営方法というのを考えていただきたいと思います。</p> <p>以上で質問を終わります。</p>
議	長	そのほか質疑ありませんか。
		これで質疑を終わります。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第 3 号は、即決したいと思います。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 3 号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)

議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第7 議案第4号「松野町福祉基金条例の制定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第4号「松野町福祉基金条例の制定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>平成3年に制定をされました松野町地域福祉基金は、高齢者の保健福祉施策などの推進を目的に設置をいたしまして、令和8年1月末日現在の残高は1億4千374万8千円となっております。</p> <p>しかしながら、基金の目的及び用途には制限がありまして、また、現況の福祉行政の多様化により、基金が有効に活用できていないとの実情があります。町では、児童、高齢者、障がい者の福祉の増進や健康づくりの推進、その他社会福祉全般の充実を図ることを目的としまして、その事業に要する財源に充当するため、松野町地域福祉基金を廃止しまして、松野町福祉基金に改める条例を制定するものであります。</p> <p>今後につきましては、この基金を目的達成のために有効に活用し、福祉行政の充実を図って参りたいと考えておりますので、よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
7番	赤松	「議長7番」

<p>議 長 7 番 赤 松</p>	<p>「赤松議員」</p> <p>地域福祉基金は40年ほど前の平成3年に我が国では、急速に人口高齢化が進展することから、高齢者の保健福祉サービスの分野を10年間に早急に整備する必要があるとの国の方針により、地方公共団体が地域福祉基金を設置する経費について、地方交付税措置が行われたものであり、基金運営は、基金から生じる運用収益を用いて、町と社会福祉協議会に実施する事業に充てるということになっております。</p> <p>そこでお聞きしたいんですが、1つには、地域福祉基金への積立て状況はどのようになっているのか、今回地域福祉基金の運用を変更するに至った経緯等をお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>2点目に現行の基金は、果実運用型で、基金の取崩し処分はできないと私は認識していたんでございますが、今回の新たな基金では、必要な場合には、基金を一部または一部を処分することができるとなっております。このような改正をするには、制度上、特に問題はないのか、そこをお聞きしたいと思います。</p> <p>また、もう1点あわせて、これまでの条例では、施行規則を定め、基金を用いて行う事業内容を具体的にうたっておられましたが、今回、このことについてはどのようなお考えなのか、以上、よろしくお願いたします。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。それでは副町長から答弁をいたします。</p>
<p>八 十 島 副 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「八十島副町長」</p>
<p>八 十 島 副 町 長</p>	<p>はい。それでは赤松議員の質問に対してお答えをしたいと思います。</p> <p>今、この基金の設置の経緯等々につきましては、赤松議員から御説明があったとおり、平成元年に国がゴールドプラン、いわゆる高齢者対策として事業を推進するというような過程です、平成3年からこの地方に老人保健推進計画か、そういう計画を策定することを義務</p>

づけられて、その事業を推進する上で、この国が地方交付税をもって元本を交付をいただいたわけでございます。

この元本については、もうもちろん当初の3年間で積み上げた1億4千374万8千円という数字で動きはありません。もともと果実運用型なので、これは利息相当分だけをいわゆる使って、それ以外のものについてはもともとそのまま残っておりますので、現在でも、元本はそのままということになっております。

で、よく考えてみますと、この基金自体がですね、やっぱり先ほど町長からの提案理由で説明があったように、基金の目的及び使途に制限があるということ、そして特に近年は低金利ということで、利息が本当に少ない上で、これを原資にして事業がやれるかと言ったら、とてもそういう状態ではございません。そして事業はもちろん効果が薄いものでございました。そして、先ほど来ありますように、なかなかこの財政厳しき折ですね、現行の福祉行政の多様化にはなかなか対応できないという背景がございます。

いろいろとこの基金の廃止についてですね、全国的な動向を調べてみますと、ちょうど合併が進んでいる頃、平成16年から20年あたり、そういうあたりに、各自治体がやっぱり財政難ということで、この基金をですね、ちょっと目的替えしたり、いわゆるもう廃止してしまっ一般財源化したっていうような傾向がございました。

特に愛媛県では平成18年4月、もう既に平成18年にこの地域福祉基金というものは廃止をされて、形を変えて、やはりこの果実運用型から、いわゆる積立て取崩し型といいますか、それを有効に活用する名称がですね、社会福祉施設整備基金へと組み替えをされております。

ほんで、近隣の市町等々も見てみますと、そういうふうな動きがまさにございました。そういう背景も踏まえてですね、今回、私たち地域社会のニーズっていうのもかなり変わってきている中で、やはり今子育てっていう、児童福祉的な部分、教育、障がい者に対する福祉、

また高齢者福祉もしかりなんですけれども、福祉全般にこの基金を充当すべきだということを、私たち考えておまして、今回この言っでは悪いんですけれども飾っている基金、何も使えないような基金ではいかんということで、もう形態を変えて積立て型取り崩しができる基金へと、今回、改正をして、その有効活用を図ろうというふうなことでこういうふうな提案をさせていただいているわけでございます。

ちなみにですね、先ほど言われましたように、法的にはこれ問題がないのかっていうこともありますけれども、これはもう既に各全国の自治体がいろいろな形でやっておられますし、うちは当初の基金の目的を特段逸脱してるわけではなくて、ちょっと福祉的な全般に充てるという、ちょっと拡大をして取り組みたいということでございます。

また、この基金は当分の間、うち財政が厳しいので、そういうふうな事業に一部充てさせてもらいますけれども、将来的にはですね、これはまた財政が余力があれば、元本1億5千万程度まではやはり保障して、そこは確保していきたいというふうな考えがございまして。

で、施行規則についてなんですけれども、確かに赤松議員さんが言われるように、そういう考えもございましたけれども、今回は、事業、事業の効果とかそれに対して、社会福祉協議会がやる事業についていう特定なものではなくてですね、町が予算化する事業の中で、その財源措置として、財政のほうでその財源調整、いわゆるそのために、こういう基金を使うんだという目的があるので、特に施行規則ではなくてですね、一部そのサービスはこういうふうなものに使うというのは、内規的なものではもちろん構えたいと思いますけれども、そこまでの考えはいたしておりません。ちなみに参考までに今回予算化している事業が、子ども医療費給付金ほか、5事業、計6事業1千860万程度あるんですけれども、そのうち1千万をこれを充当させていただくように予算計上をさせていただいております。

十分な答弁じゃないかもしれませんが、以上で私からとさせていただきます。

<p>7 番 赤 松 議 長</p>	<p>「議長 7 番」 「赤松議員」</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>今、副町長さんのほうから詳細に御答弁をいただいたわけですが、確かに今言われましたように、当時はこの基金も果実運用ということで金利が確か、あの頃には7%から5%ぐらいのそのような金利でありまして、当然、果実運用で政策を進めることができおった時代であったと思います。そういうことから比べたら、大変、世の中、金融状況も変わっております。</p> <p>またあわせまして、その当時は今から高齢化社会になってくるということで、どちらかという高齢化、高齢者向けの福祉医療を推進するというような目的になっておりました。現在はそれのほかに、子育てとか、それからその他のいろんな障がい福祉とか、そのように時代の要請によって分野も広がってきております。</p> <p>そういうことで、今の状況に合わせた基金の転換ということも十分理解をするわけですが、ただ1点だけお願いをしておきたいと思っておりますのは、本町では、今ちょうど経過も含めて説明をしてきたわけですが、ちょうどその40年前に想定していたことが、現在、松野町の場合、高齢化社会の真ただ中に今あるわけでありまして、そのときの高齢者等の保健福祉事業が、今本当に必要になっておるんじゃないかという面もございます。そういうことから、これまでの前提の基金の目的とあわせて、今ほど説明ありましたようなことも含めて、この貴重な基金を十分に活用していただきまして、皆さんが安心できるような、保健福祉の松野町を推進していただいたらありがたいと思っております。</p> <p>そしてもう1つだけ、ただこれを1億4千万余りの基金を、財源が厳しいからということで、取り崩すだけではなくて、今後はある程度ゆとりができたなら、また、新たに積立てをして、この基金の流れを継続できることもあわせてお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。</p>

議	長	<p>そのほか質疑ありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第4号は、即決したいと思いま</p> <p>す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「松野町福祉基金条例の制定について」は、 原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第8 議案第5号「松野町特定乳児等通園支援事業の運営に関 する基準を定める条例の制定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>議案第5号「松野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を 定める条例の制定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>子ども・子育て支援法が改正をされまして、令和8年4月から新た</p>

		<p>な給付として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が実施されることとなりました。</p> <p>乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としまして、法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められております。</p> <p>この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が国の定める基準に従い、又は参酌し定める基準により行うこととされており、令和7年10月に国の基準案が示されたことから、確認手続きの開始に向けて、町の基準を条例で定めるものであります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第5号は即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>

議	長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「松野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第9 議案第6号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂	本町長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂	本町長	<p>それでは議案第6号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本条例は、松野町議会議員及び松野町長の選挙における公費負担額を定めるもので、今回、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙公営限度額の一部が引き上げられたことに伴いまして、選挙用ビラとポスターの作成単価を、それぞれ1枚当たり8円38銭と586円88銭に改定するものであります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第6号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第6号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>ここでしばらく休憩します。 (11:59)</p> <p>(休憩 11:59～再開 13:29)</p>
議	長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (13:29)</p>
議	長	<p>日程第10 議案第7号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町	長	<p>それでは議案第7号「松野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、令和7年人事院勧告及び令和7年愛媛県人事委員会勧告に基づき、自動車等使用者の通勤手当につきまして、距離区分の上限を100キロメートル以上とし、5キロメートル刻みで新たな距離区分を設けるものであります。</p>

		<p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第7号は即決したいと思います。</p>
		<p>す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第7号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第11 議案第8号「松野町コミュニティバス運行条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>

<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは議案第8号「松野町コミュニティバス運行条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本条例は、コミュニティバスの運行についての基本事項を定めているものでありまして、昨年10月からのデマンド実証運行開始に当たり、9月議会で条例を全面改正したところであります。</p> <p>今回、実証運行期間にいただいたご意見や運行実績のデータを分析を踏まえまして、内容を一部改善し4月から9月にかけて実証運行を続けることとしております。このことは、先日の地域公共交通会議で承認をいただいたところであり、今回、そのうち本条例に係る規程の一部改正を行うものであります。改正点は、定期乗車券の適用範囲を拡大しまして、デマンド運行のみであったものを全体に広げ、定時定路線運行も定期乗車券に含むこととしまして、月額料金も据え置きといたします。これにより、定期的に利用するヘビーユーザーが利用しやすくなり、料金処理等の事務処理も向上が見込まれます。</p> <p>そのほか、条例の規程以外にも、予約受付時間の前倒しや運行車両の調整などを行う予定であり、実情に応じた利便性の向上、効率的な運行によりまして、10月からの本格運行に向けて取り組んで参ります。以上が、条例の概要であります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第8号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号は即決することに決定しました。</p>

	<p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第8号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第8号「松野町コミュニティバス運行条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第12 議案第9号「松野町定住促進条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第9号「松野町定住促進条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本町では、これまで定住の促進を図ることを目的に、本条例のもと、各種の奨励制度を設けて運用してきたところでありますが、今回、令和8年度の予算編成に伴い、事業の集中と選択の観点から「結婚祝金」の制度を廃止することといたしました。</p> <p>平成27年度に「結婚祝金」制度を条例に追加して以来、33件の交付実績があり、結婚される方々の後押しをする役割を果たして参りましたが、今回この見直しを行うため、松野町定住促進条例の一部を改正するものであります。</p> <p>なお、「定住住宅建築奨励金」については、引き続き本条例による制度を継続し、効果的な運用に努めて参りますので、御理解をお願いい</p>

		たします。 以上、よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第9号は即決したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第9号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第9号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第9号「松野町定住促進条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第13 議案第10号「松野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長	長	「議長」

議 坂 本 町 長	長	<p>「坂本町長」</p> <p>それでは議案第10号「松野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>可燃物ごみの排出に使用する指定ごみ袋につきましては、大小の指定ごみ袋により運用しておりますが、住民ニーズに対応するため、新たに中サイズの指定ごみ袋を、令和8年4月から導入することといたしました。それに伴い、指定ごみ袋20枚の料金を、それぞれ大が800円、中600円、小400円に改定するため、本条例の改正を行うものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、承認いただきますようお願いをいたします。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
議	長	<p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第10号は即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p>
議	長	<p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>
議	長	<p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p>
議	長	<p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第10号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>(起立 ～ 全員) 起立全員です。</p> <p>したがって、議案第10号「松野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第14 議案第11号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」</p> <p>以下、議案番号の順を追い、</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第16 議案第13号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」までの3議案を関連がありますので一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは議案第11号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第12号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第13号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、各上位法令の改正に伴い、所要の改正を行うため、合わせて提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>議案第11号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことや、特定地域保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が困難な場合や、職員の病気・休暇により保育が困難な場合に、保育内容支援連携協力者を確保することにより、連携施設を確保しないことができることのほか、字句及び改正に伴う項ズレ等の修正を行うものであります。</p>

	<p>議案第12号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が困難な場合や、職員の病気・休暇により保育が困難な場合に、保育内容支援連携協力者を確保することによりまして、連携施設を確保しないことができること、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部、又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部、又は一部を行わないことができることのほか、字句及び改正に伴う項ズレ等の修正を行うものであります。</p> <p>議案第13号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことを、国の制度に準拠し、それぞれ改正するものであります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、議案第11号から議案第13号までの3議案に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第11号から議案第13号までの3議案は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第11号から議案第13号までの3議案は、即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論採決を行います。</p> <p>この討論採決は、議案ごとに行います。</p>

<p>議 長</p>	<p>最初に、議案第11号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第11号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。 したがって、議案第11号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第12号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第12号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。 したがって、議案第12号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第13号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第13号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第13号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第17 議案第14号「不器男記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」並びに、
議	長	日程第18 議案第15号「目黒ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を一括議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第14号「不器男記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」と、議案第15号「目黒ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。 町の文化施設であります不器男記念館と目黒ふるさと館について、近年における入館者の状況や施設の利用実態を踏まえ、運営方法の効率化による維持管理費の抑制と将来的な管理人不足等への対応を目的として休館日を追加するものであり、現行の水曜日の休館日を、火曜日と水曜日の2日間に変更しようとするものであります。 なお、この休館日の変更は、令和8年4月1日から施行することとしております。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

議	長	<p>げます。</p> <p>これから、議案第14号並びに議案第15号に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第14号並びに議案第15号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第14号並びに議案第15号は、即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論採決を行います。</p> <p>この討論採決は、議案ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第14号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第14号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第14号「不器男記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第15号の討論を行います。</p>

議	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第15号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第15号「目黒ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第19 議案第16号「松野町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	<p>「議長」</p>
議	<p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>それでは議案第16号「松野町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回の改正は、中央診療所における特別の療養環境を拡充し、それに伴い個室の料金を設定するものであります。</p> <p>中央診療所の入院病棟の現状は、特別病室1室、個室8室、2人部屋、4人部屋が各1室で、合計15床となっております。今回、個室8室のうち3室において、新たに療養環境の向上を図り、患者さんや御家族が自らの意思で療養環境の選択を可能とすることで、治し、支える医療を提供することにより、地域での在宅生活をより一層支援したいと考えるものであります。料金は、1日につき、1,650円の使用料を設定しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し</p>

議	長	上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第16号は即決したいと思います。 ます。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第16号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第16号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第16号「松野町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第20 議案第17号「松野町住民公園の指定管理者の指定について」以下、議案番号の順を追い、
議	長	日程第29 議案第26号「目黒多目的広場の指定管理者の指定について」までの10議案については、一括議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。

<p>坂本町長 議長</p>	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>議案第17号「松野町住民公園の指定管理者の指定について」から議案番号を迫いまして、議案第26号「目黒多目的広場の指定管理者の指定について」まで関連がございますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>議案第17号「松野町住民公園の指定管理者の指定について」は、伊井公園を蕨生部落、文殊公園を吉野部落、天ヶ滝公園を奥野川部落に引き続き指定管理者として指定するものであります。</p> <p>議案第18号「松野町農産物加工施設の指定管理者の指定について」は、奥野川にある農山村多目的機能活用施設を、奥野川部落に引き続き指定管理者として指定するものであります。</p> <p>議案第19号「松野町奥内農村公園の指定管理者の指定について」は、蕨生奥内にある松野町奥内農村公園を、蕨生奥内組に、引き続き指定管理者として指定するものであります。</p> <p>議案第20号「松野町墓地の指定管理者の指定について」は、向井地区共同墓地を、向井地区共同墓地利用組合に、豊岡後地区共同墓地を、豊岡後地区共同墓地共同利用組合に引き続き指定管理者として指定するものであります。</p> <p>議案第21号「向井大型共同作業場の指定管理者の指定について」は、向井大型共同作業場を、向井大型共同作業場利用組合に引き続き指定管理者として指定するものであります。</p> <p>議案第22号「松野町ふれあい交流館（福祉部門）の指定管理者の指定について」は、松野町ふれあい交流館（福祉部門）を、社会福祉法人松野町社会福祉協議会に引き続き指定管理者として指定をするものであります。</p> <p>議案第23号「松野町コミュニティ集会所施設の指定管理者の指定について」は、町内にあります、部落集会所6ヶ所、組集会所42ヶ所を、議案書別表にあります各部落、各組に、それぞれ引き続き指定</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>管理者として指定するものであります。</p> <p>議案第24号「松野町奥野川多目的共同利用施設の指定管理者の指定について」は、松野町奥野川多目的共同利用施設を、奥野川部落に引き続き指定管理者として指定するものであります。</p> <p>議案第25号「松野町社会教育施設（地域改善対策集会所）の指定管理者の指定について」は、宮川集会所を宮川集会所運営委員会に、天満集会所を天満集会所運営委員会に引き続き指定管理者として指定するものであります。</p> <p>議案第26号「目黒多目的広場の指定管理者の指定について」は、目黒多目的広場を目黒部落に引き続き指定管理者として指定するものであります。</p> <p>いずれの指定管理者につきましても、それぞれの設置管理条例や松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により公募によらず、地元や活動拠点である公共的団体を、引き続き指定させていただいております。</p> <p>また、指定管理期間につきましても、いずれの施設も令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。</p> <p>よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>（質疑 ～ なし）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号から議案第26号までの10議案は、一括採決とし、即決したいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第17号から議案第26号までの10議案は一括採決で即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p>
--	--

議	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第17号から議案第26号までの10議案を一括採決します。</p> <p>議案第17号から議案第26号までの各案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第17号「松野町住民公園の指定管理者の指定について」から、議案第26号「目黒多目的広場の指定管理者の指定について」までの各案は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第30 議案第27号「令和7年度松野町一般会計補正予算(第7号)」以下、議案番号の順を追い、</p>
議	<p>日程第35 議案第32号「令和7年度松野町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」までの6議案について一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	<p>「議長」</p>
議	<p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>それでは議案第27号から第32号まで、令和7年度松野町一般会計補正予算(第7号)ほか、特別会計4会計そして公営企業会計の補正予算につきまして、関連がありますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>本年度最終の補正予算は、各種事業費の確定や精算見込みによる過不足の調整と特殊事情の追加など、特別会計、公営企業会計を含めて、決算状況を見通しながら編成をしております。</p> <p>まず議案第27号「令和7年度松野町一般会計補正予算(第7号)」</p>

は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1千858万6千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ44億2千606万円にしようとするものです。

はじめに、繰越明許費について御説明申し上げます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、第2表のほうに事業名と金額を掲載しております。

諸事情により繰越が必要となった事業は、13事業、繰越総額は1億2千451万9千円となっております。

次に、歳出予算の補正内容について歳出補正予算のうち、追加する主なものを説明いたします。

まず、2款1項では、一般管理費に退職手当負担金として295万6千円を追加するほか、財政調整基金費では、普通交付税に臨時財政対策債を償還するための基金積立に要する経費として551万9千円が算定されていることから同額の積立金の追加を行っております。このほかコミュニティバス運行費で、宇和島自動車が行う町内バス路線の赤字補てんに対する補助として、生活交通路線維持費補助金290万1千円を追加しております。2款3項戸籍住民基本台帳費には、戸籍附票に旧氏の振り仮名を記載するシステム改修費と、民法の一部改正に伴う、共同親権選択可能に対応するためのシステム改修費、あわせて531万3千円を追加しております。3款2項保育所費では、公立保育所広域入所負担金に、12月から対象児童が1名追加されたことにより50万円を追加しております。4款1項保健衛生総務費では、中央診療所における実績見込みに伴い、人件費の増加や物価高騰による支出の増加等により、本年度決算が赤字となる見込みのため、その収支補填分等として中央診療所特別会計繰出金1億2千454万1千円を追加しております。次に、6款1項担い手育成対策費250万円、鳥獣被害対策事業128万円、6款2項林業振興費90万円、7款1項観光費763万円は、公益施設及び公益サービスに係る物価高騰対策支援金として、指定管理者にそれぞれ支出するために

追加をしております。

一方、減額となる歳出補正予算は、主に各事業費の確定や実績見込みに基づく減額となっております。詳細の説明は割愛させていただきますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入補正予算のうち、一般財源で追加する主な内容を御説明します。1款町税は実績見込により、個人分が1千307万4千円追加となります。10款地方交付税は、普通交付税再算定に伴い8千714万9千円を追加するほか、特別交付税を財源調整として290万1千円追加しているものです。14款国庫支出金では、まず総務費国庫補助金として、システム標準化及びガバメントクラウド移行経費に係る追加交付決定を受け、2千163万1千円が、振り仮名表記等対応事業に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金に138万7千円を追加しております。また保健衛生総務費補助金543万9千円、農林水産業費国庫補助金468万円、商工費国庫補助金488万1千円の合計1千500万円は、公益施設及び公益サービス維持のため、指定管理者等へ支援金を給付する事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するものであります。

一方、18款財政調整基金繰入金は、普通交付税再算定を主要因に、一般質問でも御説明しましたとおり4千万円を減額いたしております。21款町債は、過疎対策事業債を、発行可能額の圧縮や入札の執行等による事業費の確定に伴い、ハードとソフト合わせて5千340万円減額するほか、辺地対策事業債を30万、緊急自然災害防止対策事業債を210万円、緊急防災・減災事業債を190万円減額しております。

続きまして、特別会計の補正予算について、御説明申し上げます。

議案第28号「令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額から、562万1千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ5億4千938万円にしようとするものであり、補正内容は、実績見込みにより事業費及び財源を調整

するものであります。

次に、議案第29号「令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ396万3千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億1千223万5千円にしようとするものであります。

歳出予算の減額となる主な見込みは利用見込みによるものとなっております。

次に歳入予算の主な補正内容を御説明します。

1款診療収入は、患者数の減少等により、1億2千39万9千円を減額しております。これに伴い、今年度決算の形式収支を調整するための措置として、6款繰入金のうち、一般会計繰入金を1億2千454万1千円追加しております。

次に議案第30号「令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4千96万7千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4千153万円3千円とするものであります。

補正内容は、実績見込みにより、事業費及び財源を調整するものとなっております。

次に、議案第31号「令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ144万6千円を減額し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ8千104万6千円にしようとするものであります。

これらの補正内容も、実績の見込みと事業費及び財源を調整するものとなっております。

次に、議案第32号「簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、予算書へ企業債の項目を追加記載するものであります。

以上、議案第27号から第32号まで、令和7年度松野町一般会計補正予算（第7号）ほか、特別会計4会計及び公営企業会計の補正予算について、提案理由の説明を終わります。

<p>議 長</p>	<p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、各案に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第27号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第27号は、即決したいと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第27号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第27号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第27号「令和7年度松野町一般会計補正予算第7号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第28号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま議題となっております議案第28号は、即決したいと思 います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第28号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第28号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第28号「令和7年度松野町国民健康保険特別会 計補正予算第3号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第29号についての質疑を行います。</p>
<p>4 番 山 崎 議 長</p>	<p>「議長4番」</p> <p>「山崎議員」</p>
<p>4 番 山 崎</p>	<p>はい。</p> <p>ちょっと初歩的な質問になるかも分からないんですけども、一般会 計の診療所の部分での繰入金のところなんですけども、10ページの 一般会計の繰入金が1億2千400万ちょっとというふうに書いて あるんですけど、この一般会計の繰入金っていうのは、僕らが数字上 9千500万ぐらいの赤字補填というふうな把握をしてるんですけ ど、この1億2千何ぼっていう数字の内訳ですよ、ちょっとすいま せん教えていただいたらと思います。</p>

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	保健福祉課長のほうから答弁をいたします。
山崎保健福祉課長	「議長」
議長	「山崎課長」
山崎保健福祉課長	はい。失礼します。 令和7年度の中央診療所特別会計の一般会計からの繰入金の内訳について御説明をさせていただきます。 一般会計の繰入金1億5千620万1千円に対しまして、その内訳としましては、まず地方交付税の措置分が3千562万1千円、公債費の相当分につきましては、1千985万4千円、あと、重点施策地方交付金につきましては543万9千円を充当させていただきまして、残り収支調整、いわゆる赤字補填部分でございますが、こちらにつきましては9千528万7千円を予定しておるものでございます。以上になります。
4番山崎	「議長」
議長	「山崎議員」
4番山崎	はい。分かりました。 事実上は赤字補填が9千500。これ最初に入れてある3千なんぼっていうのはもう、そういう赤字補填の意味合いってのは余りないという数字なんですかね。
八十島副町長	「議長」
議長	「八十島副町長」
八十島副町長	はい。 今、山崎議員の御質問でございますけれども、当初は普通交付税で算定されるもの、これについては確定をしておりますし、あと、公債費算入分につきましても、予定額というのとは分かっておりますので、計算上それについては、最初に入れていると。で、今年は特に特別交付税での措置というのが新たに加わりましたので、それが決定してか

		<p>らその後に加えらしていただいた。で、合計として赤字補てんを加えた9千400万余りのものを合計して1億5千万余りというふうなことになっているわけでございます。</p> <p>以上です。</p>
4番	山崎	はい。分かりました。
議	長	よろしいですか。
4番	山崎	はい。
議	長	<p>そのほか質疑ありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第29号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第29号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
議	長	<p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第29号「令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算第3号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>

議 長	<p>続いて、議案第30号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第30号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第30号「令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算第3号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>続いて、議案第31号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第31号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第31号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第31号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第31号「令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第2号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第32号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第32号は、即決したいと思いをします。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第32号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第32号「令和7年度松野町簡易水道事業会計補正予算第1号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	ここでしばらく休憩します。 (14:22) (休憩14:22～再開14:34)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (14:34)
議	長	日程第36 議案第33号「令和8年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、
議	長	日程第42 議案第39号「令和8年度松野町簡易水道事業会計予算」までの7会計の令和8年度予算を一括議題とします。 町長に提案理由の説明並びに予算編成方針の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第33号から第39号まで、令和8年度松野町一般会計予算のほか、特別会計5会計、企業会計1会計の当初予算の概要、並びに町政の基本方針と重点施策について説明を申し上げます。 まず国の経済の先行きについて、であります。雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が、経済の緩やかな回復を支えることが期待される一方で、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要となっております。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動などの影響に引き続き注意をする必要がございます。

令和8年度の国の地方財政対策については、物価高の中で、経済・物価動向などを適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増を歳出に計上し、地方団体が様々な行政課題に対応して行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税などの一般財源総額について、令和7年度を上回る額を確保することとされております。

それでは、松野町の重点施策と予算編成方針でございますが、令和8年度も引き続き『小さな町の大きな挑戦』を町政の基本方針に掲げるとともに、「持続可能な行財政システムの構築」を最優先施策として位置付け、「50年後、100年後も穏やかな暮らしが続いていること」、「自然や歴史、文化が次の世代に受け継がれていくこと」、「今を生きる住民が、幸せを実感できること」この3点をまちづくりの基本目標として掲げております。

その中で、健全で安定した財政運営を堅持するため、限られた財源を効率的・効果的に配置し、「最少の投資で最大の効果」を挙げるべく、全ての事業について緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で予算編成を行っております。

重点施策としましては、「にぎわい」と「やすらぎ」に満ちた森の国松野町を、次の世代に引き継ぐための「40+2の約束」を実現し、重要文化的景観の選定を受けている「奥内の棚田及び農山村景観」のガイドランス施設整備、松野中学校の屋内運動場への空調設備の設置、簡易水道施設の更新などによる防災体制の強化、優良農地を保全するための農業水路の改修、町民の移動手段の充実を図るデマンド交通の本格運用などに取り組むこととしております。

令和8年度の一般会計当初予算は、前年度比1億8千万円・4.2%減となる、総額40億9千8百万円としたところであります。本町の財政状況は、社会保障費の増大や物価高騰の影響を受け、極めて厳しい局面にあります。このような状況下において、既存事業の抜本的な見直しと優先順位の明確化を図り、限られた財源の中で取捨選択を行

い、財政の健全性を維持しつつ、重点施策を着実に実現していく意欲的な予算編成としております。

また、特別会計5会計の当初予算規模については16億7千415万8千円、公営企業会計は2億2千103万4千円で、全ての会計を合わせた当初予算規模は前年度比9千953万8千円1.6%の減の59億9千319万2千円の予算編成としております。

重点施策について、8項目をあげております。

まず、1つ目の、【行革・協働】では、外的要因の急変にも耐えうる持続可能な行財政運営体制を構築するため、行政全般におけるDXの導入を推進し、事務事業の効率化に取り組んで参ります。また、地域づくり交付金制度により各部落の自主的な活動を支援するとともに、ふるさと納税の目標額、一般質問でも御指摘がありました。目標は2千万円とし、休眠基金の活用などによって財政の安定化を図って参ります。

2つ目の、【人口減少対策】では、仕事・住居・子育てを組み合わせた「移住促進まつのモデル」で人口の社会増減プラスの実現を目指すほか、移住者を町内の複数の事業所に派遣する「マルチワーカー事業」を拡充して参ります。また、DXを活用して、町外から松野町を応援してくれる「関係人口」の増大にも努めて参ります。

3つ目の、【環境・防災】では、南海トラフ地震に備えて、初動体制の強化や情報伝達手段の再構築、備蓄物資の確保に取り組むほか、広見川の河川改修工事を着実に推進いたします。また、水道の耐震、老朽化対策として計画的に水道管を更新するとともに、消防団の体制強化や施設・装備の充実を図って参ります。

4つ目の、【教育・子育て】では、「森の国山城学」や「おくうち棚田学」など、ふるさとへの誇りと愛着を育むカリキュラムを充実強化し、英語教育など国際化に対応できる人材育成に努めます。また、子育て世帯への医療費、通学費、給食費などの支援を継続するとともに、まちなか交流館「あつまれ！」や放課後児童クラブ「森の国児童セン

ター」などの運営により、子育て世帯の負担軽減と交流促進を図って参ります。さらに、教育環境の改善として、松野中学校屋内運動場の改修に取り組んで参ります。

5つ目の、【産業・雇用】では、移住者や地域おこし協力隊など多様な担い手を確保し、JAや県と連携して果樹農業などを振興するほか、豊岡前部落の農業水路改修事業など、水稻農家への支援と優良農地の保全に取り組めます。林業においては、南予森林組合やフォレスト株式会社と連携をして担い手確保や森林整備を推進し、商工業においても商工会と連携した地域活性化イベントなどを実施して参ります。

6つ目の、【健康・福祉】では、地域包括ケアシステムを充実強化し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現します。中央診療所については、「かかりつけ医」として信頼され、経営的にも持続可能な施設とするため、人材育成、近隣医療機関との連携強化、収支改善に全力で取り組んで参ります。

7つ目の、【交通・通信】では、JR予土線と宇和島自動車路線バスの存続に取り組むとともに、町全域での移動手段確保のため、デマンド交通「あいBUSまつの」の効率的運行を行って参ります。

最後に、【観光・文化】では、「道の駅虹の公園まつの」の魅力アップと集客力向上を図り、地域経済のけん引役とするほか、DMOの事業展開や万年荘の機能強化により観光振興を推進いたします。また、重要文化的景観である奥内の棚田のガイダンス施設整備を進めまして、河後森城跡などの歴史文化資源の保存と活用にも努めて参ります。

以上、当初予算の編成における町政の基本方針と重点施策を述べましたが、会計別予算の概要などにつきましては、この後、副町長から説明をいたします。

よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議 長	<p>町長の提案理由の説明並びに予算編成方針の説明が終わりました。 続いて、副町長から全会計にわたり総括説明を受けることにします。</p>
八十島副町長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「八十島副町長」</p>
八十島副町長	<p>それでは町長の説明に引き続き、私からは、資料5ページ以降の「会計別当初予算の概要」について要点を押さえながら説明を申し上げます。</p> <p>まず、「全体会計の一覧」を御覧ください。令和8年度の一般会計及び特別会計5会計並びに企業会計の水道事業会計を合わせた当初予算総額は、前年度比9千953万8千円1.6%減の59億9千319万2千円となっております。</p> <p>このうち、令和8年度一般会計の当初予算は、先ほど町長からありましたように、厳しい財政状況下においてあらゆる角度から事業を精査した結果、前年度比1億8千万円4.2%減の40億9千800万円とし、持続可能な行財政システムの構築をスローガンに、【行革・協働】、【人口減少対策】、【環境・防災】、【教育・子育て】、【産業・雇用】、【健康・福祉】、【交通・通信】、【観光・文化】の8分野にわたり42の施策を設定し、「にぎわい」と「やすらぎ」に満ちた松野町を次世代へ引き継ぐ取り組みを実施することとしております。</p> <p>また、特別会計5会計の予算規模は、16億7千415万8千円、公営企業会計の水道事業会計は2億2千103万4千円となり、特別会計では介護保険特別会計が1千970万円の減となったものの、その他4会計はそれぞれ増となり、企業会計の水道事業会計においては重要給水施設配水管耐震化事業の本体工事着手に伴い、前年度比7千846万2千円の増となっております。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>下段に歳入歳出予算の主な増減理由を示しておりますので7ページ及び8ページの説明の参考としていただきたいと思います。</p>

7ページをお開きください。

まず、自主財源のうち、1款「町税」につきましては、前年度比255万円減の2億8千202万2千円を計上しております。詳細につきましては、後ほど、説明させていただきます。

次に、16款「財産収入」は、主に誘致企業プロテックスジャパンへの不動産売払が完了したため、67.8%の減、18款「繰入金」は、財源不足への対応に伴う財政調整基金繰入金や起債償還のための減債基金繰入金、新たに福祉基金の繰り入れなど、財源調整を行った結果、851万9千円増の2億9千763万8千円を計上しております。

次に依存財源のうち、2款「地方譲与税」から9款「地方特例交付金」、11款「交通安全対策特別交付金」は、地方財政計画の伸び率等を参考にして予算計上しています。特に、2款地方譲与税は自動車重量譲与税900万円減を主因として1千116万3千円17.4%の減の5千286万9千円としております。10款「地方交付税」は、前年度比5千万円減の21億3千万円を計上しておりまして、歳入全体の52.0%を占めております。この詳細につきましては、後ほど、説明をさせていただきます。14款「国庫支出金」は、松野中学校屋内運動場改修事業に伴う学校施設環境改善交付金及び奥内地区の重要文化的景観ガイダンス施設整備に伴う文化資源活用事業費補助金が増となった一方で、デジタル基盤改革支援交付金や隣保館施設整備費国庫補助金、過疎地域持続的発展支援交付金等が減となったため、前年度比6.5%減の3億6千784万4千円、15款「県支出金」は、集落・避難路保全斜面地震対策事業費補助金等の減により10.7%減の2億6千812万8千円としております。最後の21款「町債」は、ハード及びソフト事業の調整等により、13.3%減の4億2千570万円の発行を見込んでおりまして、総予算に占める割合は10.4%となっております。

資料10ページをお開きください。

「町税の明細」について改めて説明をいたします。

町税全体の収入見込を2億8千202万2千円とし、内訳では、町民税の個人分、法人分とも、所得環境、企業収益の動向により微減、固定資産税では新築家屋による増はあるものの償却資産の減に伴い60万円の減、軽自動車税は調定予測により82万8千円の減、たばこ税も減と見込み、町税全体では、255万円の減になると試算をしております。

次に、一般会計における主要な基金についてですが、まず、財政調整基金は、年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態に備え、財源留保のために積み立てているものであります。令和7年度末の財政調整基金残高は令和6年度決算時での剰余金の2分の1相当額と、歳出予算における利子相当額の合計7千394万2千円の積み立て分を加算し、取り崩し額2億1千万円を控除した結果、前年度比1億3千605万8千円、14.2%減の8億2千428万9千円となる見込みであります。現在の地方財政状況を踏まえると、今後とも予算編成において人件費、電算管理経費、特別会計への繰出しなど、必然的に増嵩しており、この財源不足に対し経常的な取り崩しを余儀なくされることが予測をされております。

次に減債基金は、町債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てているもので、令和7年度は普通交付税に算入された臨時財政対策債償還分551万9千円と利息分18万6千円を積み立てた一方、公債費負担に対応し、年度間の償還費平準化の財源として、2千万円を取り崩しましたので、令和7年度末残高は1億1千977万9千円となる見込みでございます。

続いて11ページを御覧ください。

「地方交付税の明細」について、詳しく説明いたします。

令和8年度の地方交付税は、前年度比5千万円2.3%減の21億3千万円を計上したところです。

地方交付税算定の基礎となる、令和8年度の地方財政計画では、引

引き続き社会保障関係費及び人件費の増加や物価高が見込まれる中で、新たに教育無償化・学校給食費負担軽減対策に交付金を創設するなど、地方公共団体が多様な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度比3兆7千364億円5.9%増の6兆7千578億円が確保されたところですが、実質市町村へ交付される総額は道府県へ措置される地域未来基金費及び臨時財政対策債償還基金費を除きますと、前年度に比べ2兆4千988億円、3.9%増の6兆2千702億円と、令和7年度地方財政計画を大幅に上回る額となりました。

このことを踏まえ地方財政対策資料により算定した本町の普通交付税交付見込額は、物価高騰や社会保障費の増加に伴い個別算定経費、包括算定経費がそれぞれ増額すること、臨時財政対策債償還基金費が創設されたこと、給与改定費の影響、地域デジタル推進費の減、公債費算入額の減などを反映し試算した結果、前年度は追加交付があったことから、実績ベースでは6千769万6千円、3.3%減の19億9千400万円程度になると推計をしております。

表の「8年度」の欄、着色した部分を御覧ください。

令和8年度当初予算では、財源調整の結果、普通交付税の計上額を、交付見込額である19億9千408万3千円に対し、19億7千万円とし、交付見込額との差額であります2千400万円程度を今後の補正予算の財源として保留している状況であります。

特別交付税につきましては、地方財政計画の推計伸び率では6.5%増となっているものの、地域活性化に向けた地域支援員事業、特定地域づくり事業など、本町の特殊事情を勘案し試算したところ、前年度比7.3%増の1億8千515万6千円程度と推計をしております。このうち前年度同額の1億6千万円を予算計上をしております。

また、下段には、過去10年間の地方交付税等の推移を掲載しておりますので、御参照ください。

続いて資料12ページを御覧ください。

「町債の明細」について、詳しく説明をいたします。

この表は起債種別ごとの発行予定額、交付税還元率等について示しているもので、表の最下段水色で着色した部分にありますように、令和7年度末の残高見込額は61億7千478万1千円で、令和8年度中の借入予定額と償還予定額を加除した令和8年度末の残高見込額は60億9千301万1千円と見込んでおります。

令和8年度中の借入予定額ですが、上から順に、緊急自然災害防止対策事業債は、5ヶ所分のがけ崩れ防災対策事業及び5ヶ所分のがけ崩れ防災対策事業に係る測量試験費に4千860万円を、緊急防災・減災事業債は、消防車庫及びホース乾燥柱整備事業外5事業に4千350万円の発行を予定しています。

辺地対策事業債は、葛川沈下橋橋梁修繕事業に170万円、過疎対策事業債では、ハード事業分として、松野中学校屋内運動場改修事業外26の事業に2億7千830万円、ソフト分としては、各部落が自主的に地域づくりを推進していくための地域づくり交付金事業や、住宅建築奨励金などの移住定住施策などの政策的な事業、全8事業に対して5千360万円を充当することとしています。

また、下段には、地方債現在高の推移を掲載しておりますけれども、近年は大型建設事業の実施に伴い、約60億円程度と高水準にあり、中長期的な視点での総額抑制と還元率の高い有利な起債獲得に努めなければならないと考えております。

続いて資料8ページにお戻りください。

歳出の説明に移ります。

一般会計款別目的別の歳出予算額と構成比、前年度との比較増減の状況を掲載しております。時間の都合上、特徴的なもの、増減の特に大きい項目のみ説明をさせていただきます。

2款総務費は、総合行政システムクラウドサービス使用料や宇和島地区広域事務組合負担金が増となる一方、まちなか交流拠点施設整備

事業の完了、デジタル基盤改革支援事業費やガバメントクラウド使用料が減額になりました。結果、前年度比5.0%減の10億3千16万5千円を計上しております。3款民生費は、松野町隣保館建設事業の完了により、13.6%減の8億6千963万1千円を、6款農林水産業費は、公有林立木購入費、農産物処理加工施設及び目黒特産品販売所解体事業費の減によりまして、15.7%減の3億1千252万2千円を、9款消防費は、消防車庫及びホース乾燥柱建設事業費の減により、26.9%減の4千797万5千円を計上し、10款教育費では、奥内地区の重要文化的景観ガイダンス施設整備事業費や松野中学校屋内運動場改修事業費を計上したため、前年度比41.1%大幅増の5億3千222万2千円としています。12款公債費につきましては、3.3%・1千879万3千円減の5億4千779万6千円を計上しています。公債費に関しては、中長期財政計画におきます試算によりますと、令和10年度にピークとして迎えまして6億1千500万円程度まで増嵩する見込みとなっております。

今後におきましては、事業の緊急性等を考慮し、真に必要な建設事業の厳選と減債基金の活用等により公債費負担の平準化に努める所存であります。

9ページには、歳出の性質別内訳をまとめております。

特に性質別分析の義務的経費におきましては人件費が人事院勧告による給与改定により2千296万円程度増加しております。今後、義務的経費の増嵩には意を払う必要があります。適正な人員の管理に努めることとしています。

また、物件費におきましては、デジタル基盤改革支援委託事業やパソコン基幹システム更新委託料、ガバメントクラウド使用料など、1億2千121万円が減少をしております。このため想定していた財政調整基金の取り崩しが不要になったことで何とか予算編成の目途がつかしました。現下の財政運営は極めて厳しい状況と言えます。引き続き、義務的経費の抑制と電算関係経費には意を払いながら、財政運営

に努めていきたいと考えております。

一般会計の説明は以上でございますが、13ページから15ページにかけては、特別会計に関して、歳入、歳出の主な項目に区分し、過去8年間の決算と令和7年度の決算見込み、令和8年度の予算計上額を取りまとめております。

そのうち、令和8年度の歳入、歳出予算の概要について説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

まず、国民健康保険特別会計の予算規模は前年度比0.5%増の5億4千50万円としています。

国保会計は、医療費の動向が重要な要素であります。歳入のうち保険税収入は、7年度決算見込みと比較して1.9%減の5千900万7千円と推計し、歳出のうち、保険給付費につきましては、7年度の決算見込みに比べ2千165万3千円増の4億1千122万3千円としております。今後も、特定健診の受診率向上対策や予防活動を充実させることによって、町民の健康増進と医療費の抑制を図り、健全財政を堅持するようしております。

次に、中央診療所特別会計の当初予算規模は、1.9%増の3億1千370万円としています。

主な増額の要因は、職員の人件費が600万円余り増加したことによるものです。厳しい赤字経営の中で、住民に親しまれ信頼される地域医療機関として羽生田所長を中心に、自治医科大卒の医師や医療スタッフが一丸となって、予防からリハビリまでの包括医療の推進に努めながら、患者のニーズに対応した親切且つ新たな医療サービスを提供しつつ、かかりつけ医としての機能強化と経営改善に注力することが重要であると考えております。

14ページを御覧ください。

続いて、住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、15万8千円であります。

当会計は、令和6年度決算の3千312万7千円の赤字額について、滞納者に対し、現地相談も含め、督促と電話等での納付を促すなど、滞納整理に努めたところでございますが、目立った成果は得られず、依然会計は厳しい状況にあります。今後も返済方法等の相談業務に努め、計画的な滞納解消に向けた協議を行って参ります。

続いて、介護保険特別会計でございますが、当初予算の規模は2.6%減の7億2千580万円であります。

歳入のうち、保険料は、7年度の決算見込みに対し、1千560万8千円15.9%増の1億1千380万9千円を見込み、支払基金交付金は、621万8千円3.7%増の1億7千582万5千円、国県支出金は、795万9千円2.7%増の2億9千739万9千円としております。

一方、歳出のうち、保険給付費は7年度の決算見込みに対し、5千330万円9.4%増の6億2千万円としております。

15ページを御覧ください。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計の予算規模は、16.5%増の9千400万円としております。

歳入は、保険料5千644万4千円、一般会計からの繰入金3千734万9千円などで構成され、歳出では広域連合への納付金9千311万7千円が主な内容となっております。

最後に、本町唯一の公営企業会計の水道事業会計について説明申し上げます。

水道事業会計の予算規模は、55.0%大幅増の2億2千103万4千円としております。

まず第3条予算ですが、水道事業の収益的収入及び支出の部、収入においては主に水道料金からなる営業収益を9千581万6千円計上しております。次に支出につきましては、簡易水道事業費用の予定額を、9千74万2千円とし、主に、水道施設の管理等に要する経費である、営業費用を7千686万4千円計上するほか、企業債の償還

	<p>利息、消費税の営業外費用には886万8千円を計上しています。続いて、第4条予算、資本的収入及び支出の部の建設改良費には、懸案である松野町簡易水道重要給水施設配水管耐震化事業の事業費1億1千250万円を計上しているところです。</p> <p>簡易水道事業については、いよいよ今後10年間にわたり管路の大規模改修事業を実施していくこととなります。人口減少に伴う水道使用料収入の減少といった将来的な課題に対し、中長期的な視点に立った経営基盤の強化、特に水道料改定の検討も見据えなければなりません。引き続き適正な運営を図り、健全経営に努めて参りたいと思います。</p> <p>資料16ページから110ページは、予算審議の効率化を図るため、町の重点施策8項目、それぞれ施策区分ごとに、主要な新規事業・拡充事業の概要や目的、事業費、財源内訳等をまとめておりますので、後ほどお目通しをいただきまして、予算審議の参考としていただければと思います。</p> <p>以上、長くなりましたが、令和8年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の当初予算の概要について、私からの説明とさせていただきます。</p>
議	<p>副町長の総括説明が終わりました。</p> <p>これから、各会計ごとに質疑を行います。</p> <p>まず、議案第33号「令和8年度松野町一般会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第34号「令和8年度松野町国民健康保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第35号「令和8年度松野町国民健康保険中央診療所</p>

議 長	<p>特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第36号「令和8年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p>
議 長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第37号「令和8年度松野町介護保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p>
議 長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第38号「令和8年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p>
議 長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>最後に、議案第39号「令和8年度松野町簡易水道事業会計予算」についての質疑を行います。</p>
議 長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、当初予算7会計に対する質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております、議案第33号から、議案第39号までの各案は、所管の総務常任委員会に付託したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号「令和8年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、議案第39号「令和8年度松野町簡易水道事業会計予算」までの各案は、所管の総務常任委員会に付託することに決</p>

定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 (15 : 14)

本日はこれで散会します。 (15 : 14)